

# 第 3 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

9 月 10 日

平成20年第3回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平 成 2 0 年 9 月 1 0 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 散 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成20年9月10日 午前10時00分 議長宣言		
	散 会	平成20年9月10日 午後4時20分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	宮 里 順 之	6 番	宮 里 祐 司
	2 番	中 村 秀 克	7 番	宮 里 清之助
	3 番	金 城 喜 昇	8 番	金 城 勝 英
	5 番	金 城 英 雄	9 番	宮 平 秀 保
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	8 番	金 城 勝 英	1 番	宮 里 順 之
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 平 優	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	仲 村 三 雄	環 境 衛 生 課 長	金 城 英 隆
	教 育 長	仲 地 勇	会 計 課 長	野 崎 康
	総 務 企 画 課 長	垣 花 健	船 舶 課 長	宮 村 英 美
	税 政 課 長	大 城 晃	教 育 課 長	宮 城 武
	住 民 課 長	宮 平 真由美	政 策 調 整 監	幸 地 東
	産 業 振 興 課 長	金 城 英 幸		

平成20年第3回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成20年9月10日午前10時開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		諸般の報告
2		行政報告
3		会議録署名議員の指名
4		会期の決定
5		一般質問
6		提出議案説明（認定第1号～認定第8号）
7	認 定 第 1 号	平成19年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定について
8	認 定 第 2 号	平成19年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につい て
9	認 定 第 3 号	平成19年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
10	認 定 第 4 号	平成19年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定について
11	認 定 第 5 号	平成19年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
12	認 定 第 6 号	平成19年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
13	認 定 第 7 号	平成19年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につい て
14	認 定 第 8 号	平成19年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につい て

○ 議長（宮平秀保）

これより平成20年第3回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．諸般の報告は、お手元にお配りしたとおりです。朗読は省略いたします。

諸 般 の 報 告

平成20年6月13日～9月5日まで

6月13日、第2回定例議会（1日）

7月10日、全員協議会（ダイブセーバーに関する件）

7月11日、県産品優先使用要請団来訪（議長、副議長対応）

7月24日、後期高齢者広域連合理事会（議長参加）

7月25日、南部地区議長会臨時総会（13：30パシフィックホテル）

土木建築部との行政懇談会（14：30パシフィックホテル）

8月 5日、議長、副議長、事務局研修会（13：30ちゃたんニライセンター）

8月 9日、地方財政セミナー（議員1名参加）

8月18日、第3回臨時会（14：00）

8月23日、道州制に関するシンポジウム（議員4名参加）

9月 4日、全員協議会

9月 7日、議員視察研修（生ゴミ飼料化視察、議員4名参加）

日程第2．行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

行 政 報 告

平成20年9月10日

平成20年	6月19日	株21・ざまみ取締役会
	20日	ヨットレース協賛依頼
	22日	岸田沖縄担当相との懇談会
	23日	沖縄全戦没者追悼式
	24日	離島海運振興取締役会
	27日	那覇署警察官応援要請
	〃	漁港漁場協会理事会
	〃	比嘉茂政氏受賞祝賀会
	28日	座間味ヨットレース
	29日	サバニ帆漕レース
	30日	株21・ざまみ株主総会

平成20年	7月	2日	竹富町町制60周年
		4日	南部市町村会・振興会理事会、総会
		6日	伊江村100年式典
		7日	南部市町村会理事会
		〃	南部市町村会定例総会
		〃	南部振興会評議委員会
		9日	座間味村少年の主張大会
		10日	漁港漁場大会
		11日	沖縄県工業連合会県産品キャンペーン
		15日	畜産共進会
		19日	自民党沖縄県支部連合会大会
		23日	琉球大学アドバイザー会議
		〃	沖縄県災害共済支部委員会
		〃	沖縄県町村会理事会
		24日	離島フェア実行委員会
		〃	離島振興協議会臨時総会
		〃	離島航空路線協議会
		25日	南部市町村会県土木建築部との意見交換会
		29日	沖縄県治水協会通常総会
		30日	沖縄タイムス編集局長表敬
		31日	101飛行隊にて感謝状贈呈
		〃	町村会総会多会議
8月	1日		琉球新報社表敬
	〃日		漁港大会実行委員会解散式
	5日		交通対策優秀警察署表彰式
	6日		介護広域会議
	10日		伊江村民感謝の集い
	18日		南部林業事務所長表敬
	〃		臨時議会
	19日		自民党過疎対策特別委員会との意見交換会
	20日		南部離島町村長連絡協議会
	23日		道州制シンポジウム
	〃		夏祭り（座間味島青年会）
	25日		宮里正太郎氏米寿祝い
	26日		ヘリコプター等添乗医師等確保事業運営協議会
	27日		離島フェア協賛依頼 ～28日
	28日		合併懇談会
	29日		下地幹郎衆議院議員来訪
	〃		アンチエイジング医療センター落成式
	〃		東良信氏激励会

おはようございます。9月定例議会ひとつよろしくお願ひしたいと思います。それでは私のほうから前6月議会、6月19日以降きょうまでの私の行動について皆さんのお手元に裏表でプリントしましたものをお渡ししております。6月19日の21・ざまみ取締役会から始まりまして、9月2日の離島フェア協賛依頼ということで38項目について報告いたしておりますので、後でひとつお目通しを願ひたいと思います。

以上で行政報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○ 議長（宮平秀保）

以上で、行政報告を終わります。

日程第3. 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番 金城勝英議員及び1番 宮里順之議員を指名します。

日程第4. 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会は、本日から9月11日までの2日間としたいと思ひます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日から9月11日までの2日間と決定しました。

日程第5. 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

通告順ということで私のほうから一般質問をさせていただきますけれども、3カ月に一回の定例会ですね、必ず1番に出てくる施設の運営状況報告についてというのが確実に入っています。これはなぜこういう形になっているかと言いますと、状況報告書も毎回毎回ですね、定例会のたびに皆さんのほうから逆に出していただける状況をつくらないといけないと。これどのように改善しているかというのを確認するために毎回聞いているわけですので、その辺をちょっと皆さんのほうでも考えていただきたいと思います。大浜の体験滞在交流施設の運営状況とか、3番の児童交流施設の運営状況報告は一応報告書としてはもらっておりますが、順番として逆に3番からですね、教育課長、皆さんにもわかるようにですね、どういう状況なのか、利用状況のほうをちょっとお話していただけますか。報告という形でいいですから願ひします。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

ただいまの金城議員の質問、交流センターの運営状況等、確実にですね、利用は相当伸びております。今年度、平成19年度が1,244名、今年度8月現在は約800名近く、今回は台風がないおかげで結構県内、県外の大学生、高校生等もですね、利用して昨年より上回る勢いで施設利用をしております。引き続き、県内に受け入れの体制をやって、ピーアールをしていきたいと思ひます。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

報告書にもありますけれども、8月までに800名近いと。平成18年度に比べれば数段、去年よりもかなり数が上回るだろうということで、私どもがずっと言い続けている、せめて費用ぐらひは出しなさいとい

うことでやってきました。それがかなり出せる状況になってきたということですので、今後もその面は十分にいろいろピーアールしながらですね、どんどん利用度を高めていくようにしてください。交流施設に対しては以上です。

それから大浜の件ですが、大浜も同じような状況だと思われまじけれども、今年台風がなかったので、かなり客数はふえているとは思いますが、どうも何か雨が降らないということで、ダムに水がないということで、何に利用に関してはちょっと控えたいという話を耳にしたものですから、その辺の状況どうなっているか。ちょっと教えていただけますか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

大浜の体験施設の状況について、平成20年の4月から8月までには宿泊施設の利用者が今、258名は一応利用しております。これまで同様にまた、村のホームページ等を使ってですね、紹介などをやっていきたいというふうに考えております。それでですね、皆さんも御存じのように、水道水がピンチの状況にありまして、課内でその状況をいろいろ報告を受けまして、公共施設の宿泊をできたら、利用を検討したらということがありましたので、まず大浜のほうは8月のたしか4日からですかね、一応受け付け業務はとめてあります。それまでの受け付けしているものは受け入れるということで、8月4日からは利用者のあれはとめている今、状況です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

村民のほうも飲み水がなければ、そういう状況もなりかねないという、これはしょうがありませんけれども。今発生している台風にちょっと期待して、雨をもたらしてもらおうと考えておりますけれども。大体去年から比べたら努力して経営状態と言いますか、費用が出せる状態になってきているということは、やっぱり努力のあとが見られるということで、非常にこれは喜ばしいことでもありますけれども、今後もそういう状況をですね、今回はもうやむを得ません。受け付け業務をとめるのはやむを得ませんけれども、できる状態になればですね、フル稼働ができるようにしていただきたい。

次に艇庫の運営状況についてですけれども、昨年でしたか、今週の始めですか、保険を各施設かけるよという話をしていましたけれども、その後の進捗状況はどうなっていますか。その辺ちょっと報告をしてください。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

艇庫の保険の件なんですけど、庁内でいろいろ協議して、公共施設、全体的に保険をとということで話し合いをしております。それで今、現在ですね、検討中ということであります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

検討中というのは非常に事故が起きてからでは遅いという、検討中にやられたら困りますね。だから私が今ちょっと保険関係を調べた限りでは、指定管理制度がまだ実施されてないと。常にそこにはかぎを常設して、それを管理している人がいなければ保険をかけるのは無理だという話で、教わっているんですよ。です

から私は、何名かの議員の話にも出してあるんですけども、なぜ指定管理業者を指定してやらないのか。今ははっきり言って役場職員自体を、数が少なくなってきていますし、今の状況では大浜も含めた、そういう施設の管理はこの人数では無理だろうという観点から、指定管理者制度を早急に進めてほしいということで、それは話はしているわけですよ。そして艇庫に対する条例の中でも、第6条以降はほとんどがもう指定管理者という言葉ばかり出てくるんですね。だけど現に指定管理者ではだれもないわけですよ。その辺をもっと早目に対応してもらいたい。そうでなければですね、今のはっきり言って産業振興課のこの人数では絶対対応しきれないと思うんですよ。利用度を上げようにも上げられない。そういう状況がいつまでも続くのかと。それではまずいですので、それをやっちはいけないことなので。そういう対応が遅いと何と言われるか、役場は仕事をしてないんだと。一生懸命やっても、そういうときは言われますので。その辺も考えてやるようにしてください。

あと1から3について、減免措置は実際に行われていたのかどうか。行っていた場合にはどういう状況でそういうふうになったのかということと件数何件あるのか。どういう状況でやったのかというのをちょっと報告していただけますか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

艇庫の減免措置については、平成20年度に入ってはまだ減免申請はカヤックが10艇と、それとトレーラー2艇と。そしてヨット1軒。平成20年度にはですね、4月からはその3件です。減免措置は海洋体験施設の設置及び管理の条例の14条に基づいて一応は減免しております。減免する際には起案をして、申し込みがある順にですね、そういう形で起案で一応は減免措置をしています。

大浜に関しては今そういう減免の申請等、そういうあれがありませんので、大浜の陶芸、そして染物の施設の場合は地元の例えば教室等がある場合には、減免のこれまでの申請等がありました。これについては一応減免をしております。条例に従ってですね。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

減免措置もですね、必要に応じてはやらざるを得ない場合もありますけれども、これは手続き等はですね、ずっと行っていくと。そのうわさになるようなやり方だけは、あれはやってないんじゃないとか、そういう言葉がささやかれるようなことがないようにですね、していただきたい。これはそういうのがもしあればですね、この施設の使用状況というのは、常に報告できる。だれが聞いてもこうなっていますよという見せられる状況をですね、教育委員会もそうですけれども、そういうものはつくっておいていただきたい。それを議会で質問でやるからつくのではなくて、常にそういう証憑を持っておればですよ、わざわざ一般質問で報告書を出してくださいということはやらないでいいわけですよ。それはもう毎月でも報告できるように。庁内でだれがでもわかるような状況が把握できるようなことを表にしたりとか、その状況をつくっておいていただきたいと、そう考えます。施設運用については、以上です。

次は2番のふるさと納税について。5月1日からふるさと納税制度というのが開始されておりますけれども、これは6月の定例議会で議案が出てくるかなと思っていたんですが、残念ながら出ておりませんでした。それで私もインターネットでいろいろホームページを、いろんなところのホームページを見ながら、ふるさと納税というのを調べてですね、確かに沖縄県は3カ所ぐらいしか載ってないんですよ。どんなに探しても。沖縄県と市町村で南城市と浦添市、あと那覇市ぐらいですかね。それでそんなに詳しいものは載ってませ



んでした。これ他府県のものをちょっとプリントして持っているはいるんですけども、非常に親切なやり方を、ふるさと納税とは何だというふうに非常にかみくだいたやり方をしておりますね。どういうものにも使うんだというお願いとかが全部あるんですよ。座間味村のふるさと納税について、それとまた公告も逆にいえばされていないのではないかと、私見たことないので。あしたの議案の中にも入っていますけれども、あれを見比べたら、ただ条例をつくるというだけの内容になっていて、どういうふうにするんだというのがはっきりかみくだいてされてないんです。それについて今後どういうふうな公告のやり方をしていくのか。どういうものをつくりたいのか。どういうものに使いたいのか。その辺をですね、ちょっと考えがありましたら、あしたの議案の中にもありますけれども、私の質問にもちょっと答えていただけますか。よろしくお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

大城 晃税政課長。

○ 税政課長（大城 晃）

ただいまの金城善昇議員のふるさと納税についての御質問にお答えしたいと思います。いわゆるふるさと納税制度の対応なんですけれども、庁内におきまして寄附を呼びかける対象者や寄附金を充当する、何に使うかという事業、ピーアール方法などについて整理検討し、先ほど金城議員がおっしゃっていましたとおり、本定例会に座間味村ふるさと寄附条例と座間味村ふるさと応援基金条例というのを提案をしております。まず呼びかける寄附者として考えられるのが、座間味村で生まれ育った方々、それから座間味村を訪れたことがある方などを考えております。協議会やアイランダーズネットワークのメンバーなどが想定されておりますので、これらの方々を中心にもちろんホームページ、村の広報紙、あと先ほど県外のパンフレットを持っていらっしゃるようなんですけれども、そのようなものを作成して、広くピーアールをしていきたいというふうに考えています。それから寄せられた寄附金なんですけど、これは基金として一たん積み立てます。それから使い道としては海域の保全、森林の保護、集落内の美化、次世代を担う子供たちの健全育成など、あした審議をしていただきます寄附条例案の第2条のほうに用途を定めておりますので、その辺を寄附をしていただく方にこのようなことに使ってくださいということで指定をしていただくことにしております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これははっきり言いますけれども、あした、どうしてもこの議案でははっきり言って、言葉の文言だけで、私たちは説明受けますからわかりますけれども、一般の人たちが絶対わからない内容ですよ、これは。広報のやり方、あの文書を出されてもわからないんですよ。逆にいえば。これホームページからいろいろ切っただけなんですけど、ホームページを見れば同じなので、私がちょっと出してきたんですけれども。図解もされて、このホームページからも寄附の方法というのは、こんななんだと。制度がどういうものであるということもすべて親切にですね、広報されているんですよ。これ愛媛県の松山のものなんですけれども、これが非常に私は参考になるかなと思って。テーマごとにですね、何に使うというのがあるんです。地球に優しい何となく、例えばごみ減量化とリサイクルに使うんだとか、お年寄りや障害者に優しいと、これ生きがいくりとか。これテーマによって全部どういうのを使うんだというふうにはっきりわかるようにしてあるんです。こういうのも広報紙のつくり方も勉強してやらないと、ただ文書でやられたところですね、わからないという。ピーアールの方法が一番なんですよ、要は。沖縄に何があるの、座間味村には何があるんだ。だから環境に対するものはこういうものに使いたいんだというのを表に出していかないとですね、ただふるさと納税、基金サンゴを大切にしていますというだけで、それでサンゴがほんとに移植されているのを見て

ですね、育っていくのを見るのと、文書でやられるのとは違うんですよ。せっかくホームページもあるんですから、行政にもホームページがありますから、そういうのを逆に一番表のほうに出していかないといけない。サンゴに関することは確かにすぐ出てきます。だからそういう面からでも、サンゴをクリックしただけで、こういう計画をしてくださいという方向性を持っていけるのではないかなと、私は思うんですよ。ホームページはわりと早いほうでね、座間味村は。ありましたけれども、その活用方法はまだ今でもうまくいってないのではないかなと、私は思っているんですよ。だからどんどん更新をして、ふるさと納税によって、そのサンゴや陸域も含めた、そういうことができるんだということを、ほかの市町村に負けないように、沖縄ではっきりいってトップなんだというぐらいの、ここは持っていかないと、逆に一番今、税収が少ない少ないと、交付税が少ないということで、みんな四苦八苦しているところなので、そういうものをいち早く対処してもらわないといけないと思いますけれども。今、課長にその方法を答えていただいたんですよ。村長がこのふるさと寄附金と言いますか、それについてどのように考えているのかですね、ちょっと考えを聞かせてください。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

今、村長にというお話でしたけれども、その前にちょっと経緯を少し説明させていただきたいと思いますが、この条例、これ本来、あしたの審議いただくものですが、ふるさと寄附条例と基金条例というのは、市町村によって一本化されている市町村と二本立てになっている市町村がございます。これは本当に法律上も法規の技術上の問題でそうになっておりますけれども、我々としては寄附を受けるという行為と基金を管理とするという行為は別々にしたほうが事務的にはすっきりわかるだろうということで、二本立てにしてつくっています。このうち寄附条例について、第2条のほうにいろいろ書いておまして、これではちょっと具体性が見えないのではないかと御指摘だと思いますけれども、実はほかの条例をごらんになっていただければわかるかと思いますが、これについては最初話が庁内で話があったときにですね、みんな話し合った意見としては、やはりもっと座間味としての夢のある表現にしたほうがいいのではないかと、最初ももっとそっけない表現だったんですけれども、ほかの町村と同じように単なる自然環境の保全とか、そういうのがあったんですが、もっと座間味にとって夢のあることにしようということで、担当者のほうが知恵を絞ってやってきた内容です。今回、先ほど来、申し上げるように法律のテクニックの問題として、あまり細かく書いてしまうと、それに見合わないものについては寄附者が寄附できないのかということになりますので、条例上としてはある意味、ある程度その幅を広げた条例の書きぶりをしておいて、インターネット等で広報をする段階で、例えばこの第2条第1号にありますラムサール条約に指定された海域などの豊かな自然環境を、次世代に残すために、サンゴを保全し、村内集落の美化活動を推進する事業については、具体的にこういうことを考えていますということを書いていってやりたいと思っています。

また御指摘ありましたとおり、我が村のホームページというのはほかのところに比べてもいいものになっていると思います。またさらにうちのほうの広報の担当も非常に力のある担当者がやっておりますので、担当の力も使いまして、住民の方、また島外の方、特にアイランダーズネットワークで島を愛していただいている皆様に対しては、ほんとに積極的に、また丁寧な広報を行ってですね、制度がちゃんと生かされて、お話のあったとおりの少ない税収の村が一生懸命我々を愛してくださる人からのいただくものを使って、適切な事業ができるようにすることが必要だというふうに考えております。また趣旨、その他目的については村長が御説明いたします。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

金城善昇議員のほんとに細かいところからの御提言、御教示、大変ありがとうございます。今、課長と政策調整監から答えてもらったとおりですね、私はこのことについては先ほど調整監からもありましたように、とにかく座間味らしいということで、幸いにしてアイランダーズ座間味ファンクラブを持っております。この方々をお願いするというのは他の地区と違うものがあるはずだということです。それで細かい話をちゃんとピーアールできるようにという話があって、私から皆さんに一応お願いしたのは、担当課長にもお願いしているのは、こういうものをつくる時はまず細かい話を書き並べていって、それをまとめていって大項目にしていくには、どういう並べ方がいいかというものを作業をしてくれということで、確実にそういう作業のもとに大項目をつくっておりますので、ピーアールのときにはですね、今、御提言あるいは御教示あったような方向にできるのではないかなど、私も思っております。基本的にはそういうことでぜひ国民の皆さんに理解していただくというのが大事なことです。また引き続き、御指導を賜りたいと思っています。ありがとうございました。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

早目にですね、みんなが理解できる形のものをつくって、そうすればみんなが理解できるようにすればですね、ふるさと納税もそうですし、ましてや入島税を皆さん考えておられましたので、そのものにもつながっていきけるのではないかなど。だから人が理解できないものに協力できませんので、その辺ははっきりと人が協力できる体制づくりですね。上から物を見るのではなくて、みんなと一緒に何をして何をどうすれば寄附できるんだと、したくなるんだと。相手の気持ちになって、できるようにピーアールもやって、していただきたいと思います。2番については終わりました、次、3番の質問。

現在ですね、もう村内のビーチいろんなところでですね、保安林の中で商売をやる人もいるし、ビーチで商売する、無許可でやる人もいるし、どうなっているのか、今現状をですね、現状どうなっているのか、今どう対応しているのか。これをちょっと政策調整監が答えてくれるんですかね、産業振興課長が答えてくれるんですか、お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

村内海浜域等での営業行為について、お答えいたします。海浜、そして保安林、農業地域での営業者は海浜が4業者、そして保安林が1、農振地域で1の計6業者が行っています。これまでの対応としては農振地域、そして村有保安林での営業者に対しては8月20日に現場で口頭で営業を中止するように伝えて、指導してあります。また、村有保安林内での営業者には8月19、20日付で、占有保安林指定地域内での営業行為の禁止及び耕作物の撤去命令を書面で通知しております。今後の対応としては農振地域内の違法建築物に対しては、農地法違反事例案処理要領に基づいて、手続きを今進めるということです。また海浜での営業者については、9月11日、明日になりますが、沖縄県海岸防災課と現地の村も含めてですね、現地のこの営業状況を調査すると、予定になっています。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

去年、一昨年ですか、ニシ浜でちょっといかがわしい団体の営業行為があったんですけども、あれをやめさせたと思うと、今度はまたわけがわからないものがまた入ってきていると。そういうものに対処できないというのが非常に困っているのです、暴力で追い出すわけにはいかないものですから、その辺を一番私たちが危惧しているのは、昔から島に住んでいる人は、島んちゅはいいだろうという言葉をよく言うんですね。ところが法律の規定で島んちゅとは何かと、住所がある人、住所なくても住んでいる人は島んちゅなんですね。それを言われると昔から先祖が住んでいたから島んちゅなのか、これもノーなんですね、逆に。島んちゅというのは規定がないんですよ。その辺をはっきりしないと、確かに何十年も付き合っている人たちというのは同じ島んちゅ感覚でいますけれども、それを逆にはっきりさせておかないと、今法律で島んちゅの規定は何なんだときますからね。いかがわしい団体の人たちも住所を移してやりますから、そうなったときにはこの島、無法状態になりますので、それがないようにですね、はっきり言ってもう水際でもうストップをかけておかないと、今のうちにはっきりさせないと、これがあと来年、再来年またどういふ団体が入ってくるかもわかりませんから。そういう状況になったらもうほとんどお手上げ状態になります。今、水際でとめると。あと村内で非常にビーチなのか、集落なのかかわからないような状況もありますよね。上半身裸であるとか、そういうものも逆に言えば、法律ではないかもしれないけれども、そこで法規を乱すからやめなさいと、管理者が言える立場というか、そういうほうへ持っていかないと、水際ですべてやらないと、皆さんが今やらないと、先延ばし先延ばしでこれほとんど無法状態であります。無法状態になってからは、あともう取り締まりしかありませんから。その辺も考えてですね、水際でやるようにしてください。それとこれはお願いなんです、ついでなので同じようなものなので、船舶課長もおいでになるので、船にはですね、テロ対策のあれは紙を貼られてありますけれども、水中銃を持っていたり、ガスを持っていたりする人が乗ってるんですよ。そういうものは那覇の港でとめないで、一時預かりするか、何かしないとイケませんし、裸でまた乗り込んでこようとする人もかなりいますので、一切船に裸で乗せないようにしてください。あと集落内です、やっていると見たら皆さんでも、私もちゃんと言いますけれども、これはもう職員の皆さんもちゃんと言ってください。とにかく今後の乱れた形がないようにしてください。私また1時間もほんとはやりたかったんですけども、あんまり長いと皆さんに長すぎると言われるので、私の質問、これで終わります。

○ 議長（宮平秀保）

続きまして、6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

私も質問が多いのですが、手短にしたいと思いますので、よろしくお願ひします。まず1つ目です。税及び使用料金滞納整理についてです。こちらはまた継続質問になるんですが、滞納整理についてということです。質問に入る前に平成19年度の決算書の中にもですね、国保あと税収のほうを着実に伸びている。これ数字の中あらわれていますので、担当課長、あと担当職員の努力が実っているんだというふうにとらえています。これ評価しますので、今後とも継続してですね、行って行ってください。

さて、去った6月議会で質問した内容なんですけれども、主に使用料金、簡易水道とあと航路会計ですね。この2つの莫大な滞納額について質問をしたと思います。そこでその滞納額の滞納整理、徴収業務の強化を図るためにですね、徴収班というのを設置するというふうに総務課長のほうから答弁いただいたんですが、その徴収班ですね、進捗状況をお伺ひしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

ただいまの宮里議員の御質問にお答えしたいと思います。現在、村では税の公平の確保、納税収納秩序の確保及び自主納税、自主納付の推進を目的としまして、税や使用料等の担当者が連携して滞納整理に取り組むために、本年の7月1日付で座間味村村税及び税外収入徴収対策チームというのを立ち上げております。立ち上げてからこれまで計3回の会議を開催しまして、まずそれぞれの担当者からですね、滞納状況の報告やそれに基づく取り組みの方法などについての話し合いを行っております。このチームを立ち上げたことで、それぞれの部署における取り組み状況を知るとともに、それぞれの滞納者についての課題や解決策について情報を共有することができるようになっております。先ほど決算の点で確実に上がっているというお褒めの言葉をいただいたんですけども、気を緩めないで今後もこの会議の成果が発揮できるように努力していきたいというふうに考えております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。徴収方法等を含めて、共有してですね、徴収業務に入るとのことですね。それでは実際に徴収業務というのを、実際もう初めているんですかね。これ船舶課長か、環境衛生課長にお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

船舶の滞納部分についてなんですが、まず昨年度、今度の決算があるんですが、その中での滞納分として徴収費としては204万円という滞納分の徴収をしておりますが、今年度については今のところ60万円の収入滞納分徴収をしております。これは徴収率にするとまだ7.2%と低いんですが、今そういう状況です。それで大口の滞納者につきましては、特に貨物運賃の支払い誓約書というのをもらっています。この中には支払計画書これもついておりますが、この計画書が不履行の際は、貨物の船積み停止が執行されても異議はないというところまでいただいております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。それでは環境衛生課長お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

環境衛生課の中でも水道のほうがちょっと滞納額が多いんですけども、平成19年度の決算の時点で滞納分の徴収額が176万2,000円の収納がありました。4月以降、平成20年度に入りまして、滞納分の収納状況なんですけれども、簡易水道が305万円、下水道が13万円ということで去年1年間で先ほど申し上げた170万円程度でしたけれども、半年で300万円超えていますので、収納率はかなり上がっています。特に先ほどの対策チームを設置して以降は収納率は上がっております。ちなみに300万円のうち100万円は先月、8月一月の収納額が約100万円程度と。収納がありました。情報をお互い交換しながら着実に対策チームの設置に伴う効果は十分に出ていると今、そういうふうに考えております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。滞納額については前回の議会のほうで具体的な数字を確認していますので、早急に回収できるように努力していただきたいと思います。これもすべて自主財源の確保ですね、あと住民間の不公平感の是正ということにつながりますので、今後とも徴収業務に取り組んでいただきたいと思います。あと最後にですね、今年度の最初までは滞納状況及び徴収状況というのを各家庭に配布されていたと思うのですが、それが今年に入って、何かストップしているような感じがするんですが、これ今後、持続して続けていくような話があったと思うんですが、この件についてどうなっているんですか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

ただいまの質問にお答えいたします。確かに昨年度末までですかね、徴収状況というのをペーパー1枚でお配りしていたと思うんですが、これ今、出さないわけではなくて、次回の広報と一緒に配りいたします。というのは課税のスタートが住民税においては6月からスタートということになりますので、4月ではなくてですね。固定資産は4月なんですけど、その住民税の収納率が大体出てくるのが10月以降ぐらいからということになりますので、その辺をめどに各世帯にですね、お配り、お知らせしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、わかりました。それでは2つ目の質問に移りたいと思います。エコツーリズム推進法進捗状況についてです。当初ですね、環境省沖縄事務所さんのほうで施行前から、法が施行されましたら、まずは慶良間地区からとの非常に強い意気込み、所長も含めて担当職員の方からもプッシュがありました。エコツーリズム推進法が施行されて、やがて半年が過ぎます。協議会の設置ですね、これは早急に行わなければいけないと思うんですが、これは自治体で行うというふうになっています。その協議会の設置等も含めた現在までの進捗状況をお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

エコツーリズムの推進状況についてお答えいたします。平成20年の4月1日にエコツーリズム推進法の施行に伴い、現在エコツーリズム推進全体構想の作成に向け、推進協議会の立ち上げを進めているところです。推進協議会の立ち上げ後に各団体と必要事項を調整し、12月までに全体構想をまとめ、平成21年の1月には認定申請を行うことになっております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

平成21年の1月ということですね。はい、わかりました。この件についてはまた次回も一つ質問をしていきたいと思うので。

続いて3つ目、船舶の係留場所及び陸揚げ場の利用についてです。まずですね、最初に放置船舶の整理ということをお伺いしたいんですけども、これは前回6月に質問しました。現在ですね、船揚げ場もしくは港湾等に放置車両、放置船舶がたくさん捨てられている状況があります。その船舶や車の中にたくさんのごみが入っている状況、日に日にふえているような感じもします。そういったことを改善するために実

際この船舶、あと車両の所有者の特定、あと改善指導をしてくださいというふうをお願いしたんですが、これ実際行ったのかどうかの質問です。お伺いしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ただいまの質問にお答えいたします。港湾区域内にあります、まずは車両のほうからですね。車両につきましては所有者のほうに連絡をとって、2台はリサイクル法で処理をいたしました。残りにつきましてはナンバーがついているのが1件ありますけれども、これはナンバーがついてる間は廃車扱いができないものですから、所有者にも聞いたんですけれども、動きそうにないけれどもどうするんですかということで。登録をしてあるので、これは廃車とはならないと。そういう主張をしております、いずれ修理をするということでしたので、それについては経緯を見たいと。残りの今5台ぐらいはしかあるかと思っておりますけれども、全所有者の調査をやっております。そして2台につきましては所有者がわかりましたけれども、残りの3台については職員を何名か連れて行って、所有者の特定をしようということで今調査を行っているところです。2台につきましてはもうわかりましたので、自動車リサイクル法で処理をするように準備をしております。車のほうはですね、一たん全部片づけたんですよ。またその後に持ち込みがあるということで、何かどうも場所的にそういうものを置く場所だというふうに、いつしかそういう場所になってしまっていますけれども、ちょっと柵をして、看板を設置する準備をしております。作業のほうを今準備をしています。もう看板はできておりますので。そういうことでですね。後は広報等でリサイクルについては何回か呼びかけをしております。

あと船舶につきましては、これは廃船の部類ですけれども、廃船も数隻あります。これについてはですね、本来は所有者の責任において産廃物として、船のほうはFRP船リサイクルシステムというのがありますので、そういうことで所有者が所有者の責任のもとに片づけ、車もそうですけれども、そういうようなことになっておりますが、一向に所有者が片づける動きが全くありません。車よりもちょっと船のほうは処理についてはちょっと遅いというか、全く船のほうはもうないですね。だれのものかというのは一目瞭然でほとんどわかります。これについてもですね、いわゆる村の単独で村費で処理するというわけにもいきませんので、根強く所有者に所有者自身での処理を行うよう再度指導して片づけてもらうように通知をしていきたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。今後ともですね、そういった改善指導をですね、強化していくようお願いしたいと思います。あと港利用方法の改善についてなんですけれども、大きく分けて係船場所と、あと駐車場のスペースという部分でちょっと2つ、いきたいと思うんですが。まず係船場所についてなんですけれども、せっかく整備された西側の浮き桟橋、あと岸壁ですね。そこに動かないような廃船同然のヨットが2隻、まず係留されています。あとその近くに横づけして、すごい大きなスペースを占領している船もあります。もともとそこに船を置いていた方々が入れる予定だったという利用者がいまして、そういった利用者の方に非常に不便を来しているという部分、クレーム等が地域のほうから出ています。これ単純にですね、原因は一人の事業者が一人いて、2隻も3隻も船を所有しているということが原因だと思うんですよ。もちろん公共の施設、スペースですので、住民みんなが公平に使用できないといけないと思います。利用料金を払ってでも私は置きたいんだと言っている住民も実際います。そこでこのまま無料ですね、係船に関しても続けていくという

ことには非常に限界があるのではないかと思います。場所とりのためにですね、ただ無料だからということですと置いて、結局最終的には放置されていくというふうなものが目に見えていますので、船の大きさ、あと数等でですね、係船料、あと陸揚げ施設、陸も含めてですね、料金の設定をして徴収をする時期に来ているのではないかとこのように思うんですけれども、そのような考えですね、あるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

港湾の利用についてお答えいたします。座間味港の西側の波除堤、そして浮き棧橋の工事は終わっております。その完成後にですね、船主に対して船舶の係留の仕方について、何度か話し合いを持ってきましたが、了解は得られず、現在の状況にあると。その状況がずっと続きますと、やはり先ほど御指摘ありますように、船の係留に支障を来しているということがありますので、引き続きですね、船主と話し合いをしていきたいという考えです。そして船揚げ場の整備なんです、やはり現場を見ましたら、使える状況のものとは違うものが結構あります。実際今ですね、座間味港での船舶の何隻あるかということで、無賃の。一応調べてあります。そしてしたらですね、座間味では68隻あります。特に西側の船揚げ場横のスペースに置かれているものは持ち主が亡くなったのが4、5艇とか、使えない状況もありますので、こういう人たちに対しては家族もいらっしゃいますので、その人たちに通知をして、処理をしてもらうというような一応考えですね。動く船については、持ち主と相談して、早い時期に処理するものは処理してもらって、きちんとそういう整備をやっていきたいと。そして環境という話がありましたけれども、港周辺、現場いろいろ調査してみましたら、やはり係船管とか、係船柱が港の整備がやはりもう長い期間あってですね、腐食しているという状況が何箇所かはあります。そして車どめも一部ではとれている場所等がありますので、そういうものについては港湾管理者の県と調整しながら整備を要望していくと、そういう考え方です。

有料化なんです、今の港湾の中では港の使用料というのは一応徴収はしておりません。しかし今の港の状況が、例えば水の使用とか、井戸をつくってくれとか、いろんな相談があります。そういうものについてですね、もし、できたら皆で船主などとも相談して、港に寄せれば整備等、環境とかですね、例えば周辺の草刈りをするとか、いろんな片づけをするとか、そういうものに充てるとか、船主同士であれば、話し合いでこういうのはできるのではないかと思います。その辺の徴収についてはまた、県とも相談して一応考えていきたいと思っています。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。同様にですね、港湾域の駐車場なんですけれども、もちろん一時的な利用ということでやはり最初考えてつくった沖縄本島に出る場合だとか、とめていただけるような場所だと思っていたんですが、これ常時、要するに私の駐車場だというふうな感じで、ずっととめて利用している方が何名かいらっしゃいます。ほんとにこのままそれを続けていくと、へたしたら村内の人間ではなくて、沖縄本島から来たような方々が車をそのまま置いて、年に2回遊びに来て、車をそこにただで置けるから遊びに来たりとか、そういうことが起こる可能性も私はなきにしもあらずだと思っています。そういったことも今後考えるとですね、ちゃんとですね、どうせ使われるんだしたら、しっかりと料金を設定して、利用料ももらってですね、そこからまた、先ほどおっしゃったように環境美化等の整備費に充てるべきではないのかなと思うんですが、この駐車場の部分も含めて、こちらのほうも料金設定して駐車できないかどうか、お願いします。



○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの御質問は、これは座間味港の駐車スペースの件だと思いますが、確かに御指摘のあるように個人の車が長く駐車してあるというのは知っています。そういうことがやはり長らく続いたら、その利用面でもあんまりふさわしくないと一応考えていますので、持ち主に対しては一応相談していきます。それと先ほどの料金化についてはですね、やはり管理者である南部土木事務所の管理課あたりと相談をしてみたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。係船場所、あと駐車場を含めて有料化ですね、それらのほうぜひ進めていただきたいと思います。これは少しでも歳入をふやすために、それで得た料金をですね、港湾域の環境美化整備に充てるという目的にもつながりますので、ぜひやってほしいと思います。あと港内岸壁の船の整理という部分でですね、海の駅という構想が昨年度のたしか平成19年の2月22日に県のほうでも推進会議が設置されたと思うんですが、もちろんメリット、デメリット等、道の駅いろんなところの船をとめるということであると思うんですが、今現状でも夏場だと週末にかけて四、五隻、ヨットやら大型クルーザーやら入ってきて、とまっている現状があります。もちろんそういうのは、疎外することはできないと思いますので、ちゃんと受け入れをして、料金設定をしたほうがいいのではないかなというふうなちょっと私の意見なんですけれども、この海の駅に関してですね、どのように考えておりますか。村長に。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

ただいま宮里祐司議員の海の駅ということでの御質問ですけれども、確かにですね、これメリット、デメリットがありまして、いわゆる海の駅という一つの指定を受けますと、港部地にですね、この港は十分皆さんを受け入れる施設ですという表示をして受け入れることになります。そして今のところ、先ほど港の船の係船の仕方等々ですね、それを確実に整理をして、じゃあよそから来る地域以外の方が持ってくる船をどういうふうにするかというひとつの整理をしないといけないわけです。これも年度が決まっていへんとは平成19年度にやろうということでは持ってたんですけども、きょうの御質問にあって、まだこれ整理されてない状況の中ではですね、まだできにくいということで今、保留してあります。今後いろんな形でやはりこの座間味の海域というのはヨット等が宜野湾マリーナから出てきて、一日ここでセーリングをして、この近海をセーリングをして帰るといにはかなり遠い距離にありますので、ここで一泊をして帰るといふようなことは非常に便利なところですので、そういう沖縄の観光振興という意味合いを含めて、この港が果たす役割というのは非常に大きいと思いますので、そこら辺はまた皆さんと相談をしながら、将来的なこととして整備をしていきたいというのが現状でございます。以上でございます。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。一つの目先のことではなくて、中・長期的な座間味村の交付税を考えた上でしっかり運営、あと港の整理等も含めて判断していただけたらと思います。

最後にですね、建築確認、許可についてです。現在、座間味幼稚園裏に建設中のアパートがあるんですが、そのアパートの建設に当たってですね、保護者と業者さん側と学校側といろいろな話し合いが何回か行われていますが、その経緯説明ですね、どういった話し合いが行われたのかというような説明を伺いたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

ただいまの宮里祐司議員のほうに、座間味幼稚園の裏のアパートの件です。教育委員会としまして、学校訪問の際に、幼稚園のほうからそういうアパートが建っている状況で、2階が3室、建ったら光も入らない風通しも悪いということでありまして、6月17日から7月の大体4回ぐらい保護者と学校側と業者と話し合いを持ちまして、保護者としては2階はつくってほしくないということでも話し合っていますけれども、業者としては建築主としては、下はピロティで上につくりたいということでも話をしました結果、委員会としましては、2階の3室を1室に、東側に階段側の東側を1室にしたら、光も風通しも入るということで、保護者に話を持ちかけました。それと現在そのままなんですけど、保護者としてはその施工主と直接話し合いを持ちたいという意見がありまして、施工主とは連絡とりまして、保護者全員でしたら話が進まないから、二、三名ぐらいの代表とだったら話に応じるという連絡はありました。それから幼稚園側の保護者と業者、施工主とは多分まだ、いつやるかという話は連絡はできておりません。執行部と委員会と何回か集まって協議しました。早目に保護者代表と施工主を話し合いを持って、お互いいい方向に行けたらいいなと思っております。よろしく願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

経緯についてわかりました。それでですね、これは都市計画区域外離島町村該当するのか、一つは市町村長に工事届けというのを提出されると思うんですが、まず工事届けが提出されているという工事の着手前に図面で確認できなかったのか。あとまた同様に、消防の同意という部分でも、いろいろ図面が確認できなかったのかということをお聞きしたいと思うんですが。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

ただいまの質問にお答えいたします。御承知のとおりですね、建築確認の審査を取り扱うのは、指定確認検査機構に属する建築基準適合判定資格者が審査を行うもので、村が審査をして、許可するものではありません。しかし建築確認が出れば同意等が出た場合はですね、これからは役場内の関係各課とまた協議してですね、建築地域の住民や、そのまた隣接する地主等とのいろいろ説明しながら建築確認業務がスムーズに進められるように、これからはやっていきたいと思っております。

それと消防の確認等については、また総務課長のほうから報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

ただいまの宮里議員の消防の同意に関する件で、若干説明させていただきますが、まず建築基準法に基づ

いて、許可または確認をする場合なのですが、その場合は建築基準法の93条の第1項の規定に基づきまして、建築主事、または民間の指定建設機関は、消防庁もしくは市町村長の同意を得なければならないとされています。本村の場合は消防本部ございませんで、市町村長の同意ということになるんですが、その同意を求める場合にももちろん図面等がついてきますが、こちらでチェックするのは建築物の防火に関するものについて違反がないかどうかを確認することとなっております、違反していないものであれば同意を与えてその旨を通知しなければならないという義務があります。その中でですね、どういうことを確認するかと申しますと、これは建物の用途や規模によって違いが出てくるんですが、主に消火器や避難器具、誘導灯、誘導標識といった設備が対象となりますので、その辺が確実に図面に明記されておればですね、同意は出さざるを得ないということになります。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

私から少し補足しますけれども、これまでの建築確認というのは、いわゆるこっちは建築主事がないものですから、県の土木事務所にその審査をお願いしておりました。そのときに、いわゆる市町村に対して非常に地域振興という面からも、こういう建物ができるけれども、地域としてはそれを受け入れますかという内容の協議が来ております。これに対しまして、例えばホテルなどでしたら、既存のホテルをいわゆる圧迫する、経営を圧迫する恐れがあるので、これについては村民の同意をとってやりますと。そしてもし、これ一応同意を得られたとしても、施工に当たっては隣接する方々と確実に調整をしてやってくださいという文書を返して、それでスムーズにいったわけですがけれども、新しい法律の施行によりますと、先ほど説明がありましたように、今、村にくる協議というのはほとんど決定して、例えばですね、こういうことです。あなたの家ができますので、申請しますよね。やって協議というのは、ある意味で地域の話、あなたの家はいつ完成しますので、税金を納めてくださいというハガキが1枚くるんです。そういうふうな形で今、地域の意見というのが反映できないような仕組みになっておりますので、これも今年、去った5月に開かれた県と市町村の行政懇談会ということで、確実に要請書を出したわけではないんですけども、地域でのこういうことで、特に座間味の学校の事例などを話しながら、何とか地域でそれを前もって知る方法はないのかというような、決して法律ではしなくてもいいとなっているんですけども、何かいい方法はないものかということで、一応は皆さんで考えていくことを提言してあります。ということで、ぜひですね、このことについては地域からの要するに要望があれば、法律の整理もできると思いますので、そこら辺はぜひみんなで形をつくっていききたいなというふうに思っております。以上であります。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。今後ですね、このような建物、それを放置しておくでどんどん建つような今、雰囲気がありますので、今おっしゃったようにですね、地域の意見ですね、そちらのほうを住民のほうからもどんどん要望を上げて、あとは行政と一緒に進めていければと思いますので、今後こういうふうなことが二度と行われぬように取り組んでいただきたいと思います。以上で一般質問を終わります。

○ 議長（宮平秀保）

休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

続きまして、7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

私のほうから一般質問を始めます。去った6月の定例議会での私のほうの一般質問に対して、執行部の答弁に対しての質問になります。

1点目、6月議会一般質問項目に対してですね、内容は21・ざまみの修学旅行の宿泊事業者及びサービス事業者に対する修学旅行未払金の事実についてですね、確認をされているということで確認をいただきましたが、詳細についての資料を作成中であり、後日、提出すると答弁されましたが、その後そのような資料等がもらえていません。そして7月中には整理する未払金ですね、全部払われていることを約束しているとも答弁されましたが、どのようになりましたかというのが1点目です。

2点目、船舶運賃の滞納分、未払いについてですね。船舶課長が答弁されましたが、その後、どのような経緯をたどっていますでしょうか。

3点目、港、21・ざまみの関係についてですね、阿嘉港湾施設内における営業権について、答弁では阿嘉港待合所内で村の特産品を販売することを目的に、株式会社21・ざまみを使用許可を得て営業していますと答えています。現在の営業行為については、地域特産品を活用するため、当該利用者の販売技術を終結する目的の上で、唯一の事業として導入していますというふうに答えています。この件ですね、調査しましたところですね、実際、現在行われている営業行為にそのような具体的な客観的な事実があるとは、私個人は見受けられません。技術修得目的ならば技術修得プログラム、技術修得技術の内容、計画、人員などの事実、裏づけるような根拠を示していただきたい。今、行われている営業実態は、沖縄本島からアルバイトの女の子を雇い、座間味島の宿に泊めて、短期的に通わせて営業しているという状態で、単にそのかき氷を売らせているというだけで、それも一人で、21・ざまみとの接点及び技術修得になる行為が客観的に行われるとは考えられません。このようなことからまず、21・ざまみに与えた使用許可の根拠になる村条例を説明していただきたい。21・ざまみと当該行政との関係、契約の中身、禁止されている又貸しとの形態にならないかどうか。これについてお答え願いたいと思います。

3点目の口ですね。6月の定例議会で港湾施設について質問のもう1点目ですけれども、港湾施設及びその他の施設においての21・ざまみの収益事業に係る自動販売機等ですね、電気代を村が負担していることについて、徴収していくということで調整すると回答されましたが、その後どのようになっていますか。3点目のほうまで、お答え願いますか。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

1点目、6月議会で21・ざまみについて、私が会長としてお答えしましたけれども、あのときはかなり地域に御迷惑をかけているというところから私が説明をしたところですが、この第1項目めにつきましては、会社のことですので、私はこの場所で答えることはできないと思います。ぜひ行かれまして、私に報告が来ている中では、この間の6月議会で何件でどれぐらいという金額も皆さんにお知らせしたわけですから、その後、彼たちから詳細なデータが出されたかどうか、今やはり企業での個人情報とのかかわりで、そう簡単にそれが出せるような状態にはありません。ですからこれは私からは答弁できません。それから4月中に整理すると言ったことについては、整理したというふうに報告を受けております。以上でございます。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

2番目の質問の船舶売り払いについてということなのですが、去った6月の議会において、支払計画書を提出させて、妥協したということをお答えしました。これについて21の滞納分については、支払計画書を提出させました。これに基づいて10月より分割による支払いとなっておりますが、経営状況を見ながらできるだけ早い時期に全納したいというふうなことでした。また支払計画が遅れた場合には、貨物の積み込み、船積み停止が執行されても異議がない旨の誓約書もいただいております。

今年の4月からの分については、毎月きちんと納めていただいております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

続けてお答えいたします。阿嘉ターミナル内施設内における営業行為についてお答えいたします。阿嘉旅客待合室内での営業は、地域の特産品を活用するために、販売技術を育成する目的で導入をしたものとあります。現在はその技術の伝授機関として営業を行っております。指摘のあります、又貸しには当たらないという考えであります。条例なのですが、これは座間味村阿嘉漁港船舶発着施設の設置及び管理運営に関する条例の第4条、使用の許可を適用しております。この施設を使用するものは、あらかじめ村長の検査を受けるということで条例第4条を適用しております。それは21への使用許可を出したものであります。以上です。

引き続き、座間味港待合所の利益の件なのですが、21・ざまみの収益事業とか、電気料の徴収についてということです。21・ざまみの収益事業にかかわる電気料は座間味港待合所内の電気料をチェックするメーターが一つになっております。そういうことで電気料を区分するのは難しい状況にあります。自動販売機の日当たりの電気使用料をするためにですね、メーカーより調査を依頼しております。その結果が出次第、21・ざまみと調整をしたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

1つだけ確認させてください。21・ざまみの内容の情報については、村長は答弁できないことは理解しました。ただし、結局今回の件については、すべて企業情報ということで内部でもみ消されているという形、言葉は悪いですがけれども、どこもこの件についての窓口はありません。というのは21・ざまみの社長も会長である村長も約束したんですけれども、各事業所にも説明すると、文書すらあいさつすら全然されていません。確かに私のほうで調べた段階では去年の12月分までは間違いなく払われているみたいですがけれども、その明細すら届いていません。振り込んだということも一言もありません。こういった中でやれば今後そういうことになれば住民訴訟を起こすということ、いう以外手はないということになりますので、そういうことにならないようにですね、地域、事業者とのコンセンサスのとり方というものを、村が52%も出している三セクですから、やらないといけません。こう思っております。この件については後の質問に関連しますので、この件についてはあれます。船舶料金の件についてですけれども、今、21・ざまみの未払い金については、平成19年度以前のもので残っていて、平成20年度はすべてもらっているということですね。支払い計画書も出ているんですね。10月から支払われる。実際ですね、船舶賃ですけど、これは後払いすると契約書も全部あるんですね、船積みの関係は。今は慣習的に船舶の貨物は乗せて、自動的に後払いみたいな形になっていますよね。個人間で我々もそう知っていますけれども、こういったところについては

ちゃんと船積みと支払い法の契約書は当然ないといけないですよ。契約なしで今、慣習で多分やっていると思うんですけども、本来はもうそういうときに現金で払ってやりますよね。21・ざまみはそれを契約されています、後払いの。というのはですね、後でいいですけど。問題がなければそれでいいですよ。こういう状況だからそこら辺もきちっとしていけないのではないかと、今後何かあるかわからないしということです。

3点目について、業者さんとの21・ざまみの契約書の中身はごらんになって、さっきの答弁でよろしいんでしょうか。21・ざまみとその業者とは金銭的なやりとりはないというふうにとらえてよろしいんでしょうか。課長、その辺ちょっとお答え願えますか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの質問なんですが、今、阿嘉のターミナルで営業をしている会社なんですが、これが21・ざまみの事業として今やっております。先ほども説明いたしましたようにですね。金銭のやりとりについては一応、今確認はとれておりません。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

電気代についてですけども、まずですね、1台1台計算するよりはもう一括で、さっきみたいにこのスペースにつき幾らかという形でもよいかと、もし取る意思があればですよ。免除するということになればまた話は別ですけども。ぜひ取る方向で調整すると答弁されていますから、1台当たり正確な電気料でなくてもいいですから。取るという結果なりですけど、実績を形で早急に、あれは出したほうがいいと思います。取らないなら取らないでお願いします。

4点目の質問にいきます。今回の質問ですね、決して21・ざまみだけではなくて、6月の質問がほとんど21・ざまみに関しての質問だったんですね。その関連で三セクというものについての問題点を提出することで今回の質問をしています。ほかの全般的な滞納関係、全般的な話をするというよりは第3セクというものをテーマにして、6月今回質問していますので、そこら辺御理解いただきたいと思っています。実は4月から21・ざまみと村との委託契約の方法が変わりまして、一括契約になっています。実はですね、固定資産税の滞納者の振り替えと言いますか、差し押さえと言いますか、そういった事例が4月に、これは6月の一般質問でも出まして、いろんな回収の仕方、説明の仕方や行き違い、この間ずっとあります。これは勘違いと、いろいろ思い込みとか、いろいろ我々のとらえ方の問題とか整理されてない中で起こったことで、そういったことが村役場との21・ざまみとの関係を我々議員も含めて、地域も含めて、不透明感と勘違いさせるそれが原因になっていると思っています。それでですね、6月の質問でもしましたけれども、21・ざまみ職員の給料の未払いや村の委託契約方法を月始めに契約金が入ってくるような仕組みに変えて、給与の不払いをなくすということに整理したと答弁されています。6月ですね。そういったことで実際、村との契約方法の変更によって、実際に改善されているのかということです。その後においても未払金、全然

問題が済んでいませんし、委託契約から一括契約に変えて、委託契約をスムーズが行われているのか。その報告が出てないから委託金が払えないと、21・ざまみのほうが港の委託契約に違反しているから、契約違反だから払えないということで、実際何ら変わってないんですね。この契約法からいっても。そこについてちょっと説明をしていただきたいということ。結局委託契約なんですけれども、受けるところはないということで21・ざまみさんが行うということで、ただ唯一の理由なんですけれども、実際委託業務というのがほんに行うことが21・ざまみができているのか。そのほうは一度検証したい、というか検証すべきではないかと。1,800万円を生かす、これを受け入れるだけの委託契約と実際業務はされているのか。トイレ清掃されているのか。前回も言っていますけれども、委託業務内容のすべてがあるんですけれども、こういったこともちゃんとやらないと、みんながこれは21・ざまみの仕事だ、委託によってわからないと、ただお金だけ流れているという。確かにごみ収集とか、そういった大きなものはやっていますけれどもね。この契約方法、ですからさっき言ったみたいにお金や資金を渡すため、資金繰りを渡すための一括契約ではないかということをちょっと疑問を持っているところなんですけれども、本来委託契約の業務がスムーズに進むということを最前提に考えるべきではないかと考えています。そうでなければそうでないということでお答え願います。

4点目の2番目ですね。去年の9月に21・ざまみの我々議会に対する経営報告の義務があるということで、金城勝英議員、同僚議員のほうから地方自治法に基づく条例を質問されています。それに対して、去年の9月議会で総務課長から「三セク、21・ざまみにつきまして、地方自治法第221条の3項の法律にも該当するという認識はなく、議会で地方自治法施行令173条第1項による経営状況の資料を提出しておりません。このことによって三セク設立当初から第三セクターという形の法的義務を認識しておらず反省している。今後は確実に議会で報告させていただきます」と。村長も同様に「認識してなかった」と答弁されています。議会も10年近くもこのような状態を放置して、責任と勉強不足について、同時に反省しないといけません。結局このような状況の中で三セク、21・ざまみ経営は野放し状態で、7,000万円以上も累積債務を抱えて、結局地域のいろんな問題に対しての状況になっているんですね。今ですね、先ほど村長からも経営にはこたえる必要はないと言ったことがありましたけれども、実際、今議会から再度ですね、今回この議会から初めて10期目にして、21・ざまみの経営報告がされます。ということ聞いています。これを機にですね、原点に戻って、三セクというものを考え直すと言いますか、別につぶせとかという話ではないですよ。客観的に白紙の状態、今の状態も把握する段階で、再度やり直したほうがいいのではないかと。そうでないと、さっき考え方の違いとか、路線の違いとかいろいろありますけれども、そういった感情論の話ばかりではなくて、客観的に見る必要がないかと考えています。それでですね、私のほうでちょっと議会答弁のほうから抜き出してみたいんですけど、去年の12月議会、6月議会、三セクの経営課題について村長が答弁されていることを一応引き合いに出させていただきます。平成19年12月議会において、21・ざまみの目的として1点目、観光産業のコーディネート。2点目、特産品の開発。3点目、公共事業の受託。いわゆる地域の役場ですね、そういうものを含めて安定した事業運営、特に環境整備とかをいろんな形で安定したような形をつくっていくことが大きな目的だと答えられています、村長答弁ですね。平成20年の去った6月議会で、21・ざまみ事業の基本は4つに置いていると答弁されています。1つ目、観光産業。民宿、民泊を行う。リネンサービス、総菜の共同提供。2つ目、特産品の生産と販売開発。パパイヤ、インカのめざめ、ナマリブシ、モズクと。3点目、農業振興という意味での堆肥の生産販売。4点目、ブナの受託事業。以上のような項目の趣旨のことを再三私たちはこの件、聞いています。私が今回言いたいのはですね、趣旨や目的ではなくて、10年目の三セク事業としての結果はどうか、事業としての評価はどうか、各年度ごとの事業はどうあったのかということなんです。それがちゃんとやられ

てないがために累積債務が7,000万円、8,000万円。流動債が4,300万円という状況まで来ているわけです。民宿の遅払いですか、村長、遅払いの話が出ているわけですね。実際うまくいっているのかということ、ぜひ今考えるべきではないかと。議会以外でも雇用をつくり出す。地域の産業の核となると都度言われていましたが、村が52%を出資して設備した21・ざまみ、もう10期目になって何一つ十分な成果を上げているとは言わず、12月、6月議会においても村長が言われた三セクの意義、目的について論じるよりは、冷静に客観的に今の21・ざまみというものの経営状態というものを論じて、三セクの先行きを考えることが村長を初め、私たち議員の責務ではないかと、私自身は考えています。仲村村長の3期目の任期もあと1年切りました。6月議会するときも村長は具体的に答えられなかったんですけども、村長選、次期4期目を目指してですね、村長が出るということで4期目の態度を明確にされてですね、三セク再生案を提出なさるのであれば、ある程度説得力がありますけれども、そういったことは不透明な中で21・ざまみについての温かい御支援をと言っても非常に説得力がないということを感じています。現時点でほんとに21・ざまみ事業評価等を議会と執行部とともに客観的に行う必要を村長みずから音頭を取って、検討委員会を設置するお気持ちはないかということをお聞きしたいと思っています。ここまでお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

ただいまの質問の契約方法の改定内容、それに伴って業務の改善がなされたかという点についてお答えしたいと思います。平成20年度の当初の契約はですね、委託料は契約時に30%の前払いをします。それから年度内4回を上限として、出来高に応じた部分払いとしておりました。しかし委託料のほとんどが人件費となっていることから、受託者である21・ざまみさんが賃金を一時立て替えしなければならないということから、支払い方法について、契約の一部変更の申し出がありました。半期ごとの請求に基づき支払い方法に契約内容の一部を変更したところであります。これにより先払いが可能となることから賃金の不払いといった問題は発生しないものと考えています。なお、この部分払いの支払い時においてはですね、契約事項が確実に履行されているかといった点について、各担当課で厳しくチェックするようにしているところです。

それから検討委員会の設置ということなんですけれども、村としてはですね、21・ざまみについては今後の経営改善が図られて、存続していくというのが大事だというふうに考えています。ただ、一方では国においては第三セクターの再生を支援する仕組みによって、株式会社地域力再生機構を設立し、地域経済の立て直し、地域の雇用の確保の観点から中規模の企業や第三セクターの事業再生と面的再生に向けた取り組みを行うこととしているようです。これらの動きも踏まえて、今後経営検討委員会といった組織を立ち上げるか、判断していきたいというふうに考えます。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

その議論の中でですね、執行部の皆さんだけではなくて、ぜひ我々執行部外の間人も、ぜひ入れてほしいなど。もし我々議会のほうでやろうと思えば議会のほうでできますけれども。ぜひ執行部とともに、ありきじゃない形の検討委員会を検討していただきたいと思っています。

最後にですね、平成19年の9月議会において、これも同僚議員の質問に対してですね、21・ざまみの債務保証についてお答えされています。そのときの質問の内容がですね、三セクの債務保証について、三セクは融資を受けるためには、信用度を高めるために村が債務保証としてなる場合がよくありますが、村が債



務者の保証になっていますかとの問いに対して、村長は債務保証はしていませんと答えています。12月議会において、再度私のほうから三セクの債務保証についての質問に対して村長は、再度21・ざまみに対して債務保証は行ってないと答弁されて、追加答弁で将来的には債務保証があるかないかではなく、現在のところ債務保証はしてないと。会社が独自で払っていく形をしていますので、経営者にといいことで、経営努力してもらうという再答弁をされています。ですが気になるのは先ほどの件もあったんですけども、再生、国の補助とか言っているんですけども、そういうことも含めてですね、非常にわかりづらいということなんです。特に将来的に債務保証がという言い下りになってきますと、仮にきょう現在、こういった発言ちょっといいんですかね、倒産した場合。

(「続けてください」と言う者あり)

いいですか、仮に倒産した場合ですね、この債務はだれが払うんですかということ。要するにそういったことを仮の話で普通することないですよ。確かに会社というのは存続し続けるという前提で組織はやっていますから。ただ、その段階で、つぶすとかつぶさないとかいう前提の話では、仮の話ができないともわかっています。しかし、これだけの債務と地域に対しての未払いと流用予算もこれだけあったときに、あしたもありますけれども、経営報告を見たときに何ら事業計画、来年の事業に対しても何ら新鮮味も新し味もないという状況の中で、実際ほんとにこの債務保証してないんだけど、仮に債務をつぶしたらつぶれる場合、この債務はだれが払うというお考えですか。逆に、将来的にないということは、将来的に村が三セク整理というふうに法令に基づいた場合には52%を出資している三セクについても法的にはいろいろなことが義務とか出てくると思いますけれども、事例とか判例とかですね、そこら辺について、この答弁について、ちょっと説明していただきたいというふうに思います。お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

ただいまの御質問にお答えいたします。先ほど検討委員会の設置と、要するに存続するかしないかという委員会の御質問もありましたように、一応この第三セクターというのは、自治体が入っているから第三セクターですね。ということで、これは国としてもですね、第三セクターの意味というのは、いわゆる地域を活性化するという意味での第三セクターをつくってきたわけですから、この時期に来て、かなり第三セクターが経営が非常にうまくいっていないという事例が結構あるわけです。そういう中でいわゆる国としまして、これは今年の7月に出た、今通達というのはなくて、いわゆる通知ということで走っている文書がありますけれども、経営が苦しく悪化したことが明らかになった第三セクター及び地方公社の存続も含めた改革を集中的に進めるため、以下のことをやってくださいよと。これは地方自治法の245条の4、技術的助言ということに基づいて、この通知をいたしますということが来ています。この中でいわれているのは、平成19年度までの、いわゆる経営状況を判断する検討委員会を措置しなさいと。これは国からいろいろこういうメンバーを加えてやりなさいと。もちろんその中には議員も入っています。それで設置して、この企業を地域再生という意味から存続すべきなのか。あるいはとめたほうがいいのかということ判断して、それをやめる、あるいは存続することについては、来年度、平成21年度で改革プランをつくって進めてくださいと。存続する場合にですね。というような、いわゆる通知です。ですけども、さっき総務課長からお答えしたとおりですね、国は実はこういう法案を出す予定ですけども、まだ出ておりません。株式会社地域力再生機構法というものを出して、今の第三セクター等々の整理をどうするかということ法案として出す予定でしたけれども、まだ出ておりません。そういう状況の中で、先ほどお答えしたように21・ざまみはどうするのかということについても、その動きをひとつ見ながらですね、我々も対応していきましようとい

うことになっております。

それで先ほどから債務保証の件がありますけれども、きょう時点、債務保証をやっておりません。こういうことを言っているかどうかという話の中で、つぶれたときのこの債務だれが肩代わりするかということは、今申し上げたとおり、これはやはり座間味村として、自治体として地域を活性化するためにつくった事業です、企業です。そこにはちゃんとした法律のもとでの清算方式と言うんでしょうか、存続方式というのが組み込まれてくるものだと思います。ですから債務については、今だれがどうするという事はわかりません。これにもですね、通知の中でも村が債務を保証するときは、やはりこの債務というのが必然的に、要するに村の活性化を図るために投資してきたものであるのか。あるいは何かの別の投資とか、そういったことで債務を受けたものなのかというようなことなどを確実にチェックして負うべきものは負う、負うべきでないものは負わないということを確実に整理しなさいというのが、この資料でございますので、後でまたこれ差し上げますから、ひとつごらんになって、またその中から出てくる議会としてのひとつ御指導等をお願いしたいと思っております。以上でございます。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

今の答弁わかります。ただですね、この間ですね、議会に対してほとんど説明なくて、大変失礼ですけど、21の総会においてもほとんど株主総会でもそんな細かい経営の質疑もほとんどされてないんですね。あした細かい報告出ますけれども、その中で別枠ですね、この21・ざまみの経営報告、せっかくあした受けますから、これに対する質疑等はできますよね。ちょっと休憩いたします。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

その将来的債務保証とか、そのことが我々については非常に認識がされていません。それと経営責任についての考え方についても、先ほどいろいろしゃべられていますけれども、ぜひ一緒に社長とか中心になった段階で、そういった場をぜひつくっていただきたいというふうに考えています。明日ですね、21・ざまみの報告もありますけれども、その件についても、改めて場所を変えて、ぜひ議長、村長を含めて協力いただいて、場をつくっていただきたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

ありがとうございます。ぜひですね、やはり地域に活力をということで設立した企業でございますので、ぜひ皆さんのお力を借りながらですね、ほんとは力強い企業に育てていきたいと思っておりますので、現時点非常に厳しい状況にあります。それでも今、人を得て、新しい方向性も見えつつありますので、ぜひそういう機会をつくっていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○ 議長（宮平秀保）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

日程第6. 提出議案、認定第1号 平成19年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定から認定第8号 平成19年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定までの説明を求めます。

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

認定第1号

平成19年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度座間味村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成20年9月10日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成19年度座間味村一般会計歳入歳出決算書

歳入決算額	¥1,516,855,822
歳出決算額	¥1,440,591,656
歳入歳出差引額	¥ 76,264,166

平成20年8月11日

座間味村長 仲 村 三 雄

実質収支に関する調書

平成19年度一般会計

(単位:円)

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	¥1,516,855,822
2 歳 出	総 額	¥1,440,591,656
3 歳 入 歳 出	差 引 き 額	¥76,264,166
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	¥0
	(2) 繰越明許費繰越額	¥1,610,000

	(3) 事 故 繰 越 額	¥0
	計	¥1,610,000
5	実 質 収 支 額	¥74,654,166
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額	¥0

平成19年度座間味村一般会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 村 税		83,498,000	95,309,565	77,770,566	0	17,608,999	△5,797,434
	1 村民税	32,406,000	37,118,994	33,192,446	0	3,926,548	786,446
	2 固定資産税	43,806,000	51,192,800	37,942,349	0	13,250,451	△5,863,651
	3 軽自動車税	2,139,000	2,273,400	1,841,400	0	432,000	△297,600
	4 村たばこ税	5,147,000	4,724,371	4,724,371	0	0	△422,629
2 地方譲与税		10,064,000	10,168,000	10,168,000	0	0	104,000
	1 所得譲与税	0	0	0	0	0	0
	2 自動車重量譲与税	7,395,000	7,545,000	7,545,000	0	0	150,000
	3 地方道路譲与税	2,651,000	2,606,000	2,606,000	0	0	△45,000
	4 航空機燃料譲与税	18,000	17,000	17,000	0	0	△1,000
3 利子割交付金		260,000	253,000	253,000	0	0	△7,000
	1 利子割交付金	260,000	253,000	253,000	0	0	△7,000
4 配当割交付金		244,000	229,000	229,000	0	0	△15,000
	1 配当割交付金	244,000	229,000	229,000	0	0	△15,000
5 株式等譲渡所得割交付金		71,000	63,000	63,000	0	0	△8,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	71,000	63,000	63,000	0	0	△8,000
6 地方消費税交付金		9,616,000	9,706,000	9,706,000	0	0	90,000
	1 地方消費税交付金	9,616,000	9,706,000	9,706,000	0	0	90,000

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
7	自動車取得税交付金	3,295,000	3,292,000	3,292,000	0	0	△3,000
	1 自動車取得税交付金	3,295,000	3,292,000	3,292,000	0	0	△3,000
8	地方特例交付金	789,000	789,000	789,000	0	0	0
	1 地方特例交付金	783,000	783,000	783,000	0	0	0
	2 特別交付金	6,000	6,000	6,000	0	0	0
9	地方交付税	761,860,000	795,449,000	795,449,000	0	0	33,589,000
	1 地方交付税	761,860,000	795,449,000	795,449,000	0	0	33,589,000
10	分担金及び負担金	685,000	671,510	671,510	0	0	△13,490
	1 分担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	2 負担金	684,000	671,510	671,510	0	0	△12,490
11	使用料及び手数料	48,364,000	49,067,978	47,238,678	0	1,829,300	△1,125,322
	1 使用料	43,898,000	44,635,788	42,806,438	0	1,829,300	△1,091,512
	2 手数料	4,466,000	4,432,190	4,432,190	0	0	△33,810
12	国庫支出金	491,236,000	280,453,545	280,453,545	0	0	△210,782,455
	1 国庫負担金	8,064,000	7,242,522	7,242,522	0	0	△821,478
	2 国庫補助金	479,732,000	269,393,962	269,393,962	0	0	△210,338,038
	3 国庫委託金	3,440,000	3,817,061	3,817,061	0	0	377,061
13	県支出金	62,645,000	63,719,916	63,719,916	0	0	1,074,916
	1 県負担金	9,762,000	9,927,485	9,927,485	0	0	165,485
	2 県補助金	21,756,000	22,407,011	22,407,011	0	0	651,011
	3 県委託金	31,127,000	31,385,420	31,385,420	0	0	258,420

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
14 財産収入		300,000	251,900	251,900	0	0	△48,100
	1 財産運用収入	298,000	251,900	251,900	0	0	△46,100
	2 財産売却収入	2,000	0	0	0	0	△2,000
15 寄附金		1,000	108,000	108,000	0	0	107,000
	1 寄附金	1,000	108,000	108,000	0	0	107,000
16 繰入金		108,712,000	107,861,000	107,861,000	0	0	△851,000
	1 特別会計繰入金	840,000	0	0	0	0	△840,000
	2 基金繰入金	107,872,000	107,861,000	107,861,000	0	0	△11,000
17 繰越金		22,824,000	22,907,743	22,907,743	0	0	83,743
	1 繰越金	22,824,000	22,907,743	22,907,743	0	0	83,743
18 諸収入		11,772,000	11,025,964	11,025,964	0	0	△746,036
	1 延滞金、加算金及び過料	3,000	0	0	0	0	△3,000
	2 預金利子	1,000	202,454	202,454	0	0	201,454
	3 貸付金元利収入	1,000	0	0	0	0	△1,000
	4 雑入	11,767,000	10,823,510	10,823,510	0	0	△943,490
19 村債		158,450,000	84,968,000	84,968,000	0	0	△73,482,000
	1 村債	158,450,000	84,968,000	84,968,000	0	0	△73,482,000
歳入合計		1,774,686,000	1,536,294,121	1,516,855,822	0	19,438,299	△257,830,178

## 歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 議会費		35,543,000	35,106,002	0	436,998	436,998
	1 議会費	35,543,000	35,106,002	0	436,998	436,998
2 総務費		204,350,00	191,611,865	0	12,738,135	12,738,135
	1 総務管理費	168,977,000	158,657,777	0	10,319,223	10,319,223
	2 徴税費	20,606,000	19,971,188	0	634,812	634,812
	3 戸籍住民基本台帳費	7,449,000	7,059,507	0	389,493	389,493
	4 選挙費	6,098,000	4,769,531	0	1,328,469	1,328,469
	5 統計調査費	209,000	156,302	0	52,698	52,698
	6 監査委員費	1,011,000	997,560	0	13,440	13,440
3 民生費		112,364,000	108,191,271	0	4,172,729	4,172,729
	1 社会福祉費	99,834,000	95,875,329	0	3,958,671	3,958,671
	2 児童福祉費	12,524,000	12,315,942	0	208,058	208,058
	3 生活保護費	2,000	0	0	2,000	2,000
	4 災害救助費	4,000	0	0	4,000	4,000
4 衛生費		165,863,000	160,359,851	0	5,503,149	5,503,149
	1 保健衛生費	87,654,000	83,807,839	0	3,846,161	3,846,161
	2 清掃費	78,209,000	76,552,012	0	1,656,988	1,656,988
5 労働費		1,526,000	1,368,300	0	157,700	157,700
	1 失業対策費	1,526,000	1,368,300	0	157,700	157,700



款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
6 農林水産業費		87,228,000	83,381,889	0	3,846,111	3,846,111
	1 農業費	25,894,000	24,501,019	0	1,392,981	1,392,981
	2 林業費	26,446,000	24,079,001	0	2,366,999	2,366,999
	3 水産業費	34,888,000	34,801,869	0	86,131	86,131
7 商工費		29,022,000	28,657,844	0	364,156	364,156
	1 商工費	29,022,000	28,657,844	0	364,156	364,156
8 土木費		483,248,000	260,968,180	186,145,000	36,134,820	222,279,820
	1 土木管理費	819,000	810,812	0	8,188	8,188
	2 道路橋りょう費	403,320,000	183,335,522	186,145,000	33,839,478	219,984,478
	3 河川費	9,479,000	8,903,327	0	575,673	575,673
	4 港湾費	4,001,000	3,736,602	0	264,398	264,398
	5 下水道費	42,191,000	42,191,000	0	0	0
	6 住宅費	2,504,000	2,460,467	0	43,533	43,533
	7 空港費	20,934,000	19,530,450	0	1,403,550	1,403,550
9 消防費		7,145,000	6,534,844	0	610,156	610,156
	1 消防費	7,145,000	6,534,844	0	610,156	610,156
10 教育費		161,888,000	152,996,029	0	8,891,971	8,891,971
	1 教育総務費	61,714,000	57,385,757	0	4,328,243	4,328,243
	2 小学校費	32,535,000	30,895,051	0	1,639,949	1,639,949
	3 中学校費	12,760,000	12,259,438	0	500,562	500,562
	4 幼稚園費	24,707,000	23,767,168	0	939,832	939,832
	5 社会教育費	8,020,000	7,711,497	0	308,503	308,503

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
10 教育費	6 保健体育費	22,152,000	20,977,118	0	1,174,882	1,174,882
11 災害復旧費		209,642,000	142,423,189	63,942,000	3,276,811	67,218,811
	1 農林水産施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
	2 公共土木施設災害復旧費	209,639,000	142,423,189	63,942,000	3,273,811	67,215,811
	3 文教施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
12 公債費		259,245,000	251,877,392	0	7,367,608	7,367,608
	1 公債費	259,245,000	251,877,392	0	7,367,608	7,367,608
13 諸支出金		17,122,000	17,115,000	0	7,000	7,000
	1 普通財産取得費	4,000	0	0	4,000	4,000
	2 公営企業費	17,116,000	17,115,000	0	1,000	1,000
	3 基金費	2,000	0	0	2,000	2,000
14 予備費		500,000	0	0	500,000	500,000
	1 予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
歳出合計		1,774,686,000	1,440,591,656	250,087,000	84,007,344	334,094,344

認定第2号

平成19年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成20年9月10日提出

座間味村長 仲村三雄

平成19年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥160,173,798  
 歳出決算額 ￥148,024,675  
 歳入歳出差引額 ￥12,149,123

平成20年8月11日

座間味村長 仲村三雄

実質収支に関する調書

平成19年度国民健康保険事業特別会計

(単位:円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥160,173,798
2	歳 出 総 額	￥148,024,675
3	歳 入 歳 出 差 引 き 額	￥12,149,123
4	(1) 継続費逓次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥12,149,123
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0

## 平成19年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	国民健康保険税	30,318,000	31,951,044	27,694,905	0	4,256,139	△2,623,095
	1 国民健康保険税	30,318,000	31,951,044	27,694,905	0	4,256,139	△2,623,095
2	使用料及び手数料	3,000	67,900	67,900	0	0	64,900
	1 使用料	1,000	0	0	0	0	△1,000
	2 手数料	2,000	67,900	67,900	0	0	65,900
3	国庫支出金	54,450,000	56,073,828	56,073,828	0	0	1,623,828
	1 国庫負担金	31,903,000	31,659,828	31,659,828	0	0	△243,172
	2 国庫補助金	22,547,000	24,414,000	24,414,000	0	0	1,867,000
4	医療給付費交付金	5,530,000	7,919,000	7,919,000	0	0	2,389,000
	1 医療給付費交付金	5,530,000	7,919,000	7,919,000	0	0	2,389,000
5	県支出金	10,560,000	11,676,844	11,676,844	0	0	1,116,844
	1 県負担金	10,560,000	11,676,844	11,676,844	0	0	1,116,844
6	連合会支出金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 連合会補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
7	共同事業交付金	17,055,000	20,795,729	20,795,729	0	0	3,740,729
	1 共同事業交付金	17,055,000	20,795,729	20,795,729	0	0	3,740,729
8	繰入金	31,512,000	31,110,174	31,110,174	0	0	△401,826
	1 一般会計繰入金	31,511,000	31,110,174	31,110,174	0	0	△400,826
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
9 繰越金		4,376,000	4,374,492	4,374,492	0	0	△1,508
	9 繰越金	4,376,000	4,374,492	4,374,492	0	0	△1,508
10 諸支出金		10,000	460,926	460,926	0	0	450,926
	1 延滞金及び過料	3,000	439,200	439,200	0	0	436,200
	2 預金利子	2,000	21,726	21,726	0	0	19,726
	3 雑入	5,000	0	0	0	0	△5,000
歳入合計		153,815,000	164,429,937	161,173,798	0	4,256,139	6,358,798

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		16,503,000	15,380,689	0	1,122,311	1,122,311
	1 総務管理費	16,414,000	15,351,009	0	1,062,991	1,062,991
	2 徴税費	47,000	0	0	47,000	47,000
	3 運営協議会費	41,000	29,680	0	11,320	11,320
	4 趣旨普及費	1,000	0	0	1,000	1,000
2 保険給付費		81,939,000	78,555,580	0	3,383,420	3,383,420
	1 療養諸費	71,268,000	69,086,935	0	2,181,065	2,181,065
	2 高額療養費	8,469,000	7,268,645	0	1,200,355	1,200,355
	3 出産育児諸費	2,100,000	2,100,000	0	0	0
	4 葬祭諸費	100,000	100,000	0	0	0
	5 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
3 老人保健拠出金		17,266,000	17,153,238	0	112,762	112,762
	1 老人保健拠出金	17,266,000	17,153,238	0	112,762	112,762
4 介護納付金		10,077,000	10,076,463	0	537	537
	1 介護納付金	10,077,000	10,076,463	0	537	537
5 共同事業拠出金		20,608,000	19,897,124	0	710,876	710,876
	1 共同事業拠出金	20,608,000	19,897,124	0	710,876	710,876
6 保健事業費		4,002,000	3,546,616	0	455,384	455,384
	1 保健事業費	4,002,000	3,546,616	0	455,384	455,384
7 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
8 公債費		2,000	0	0	2,000	2,000
	1 公債費	2,000	0	0	2,000	2,000
9 諸支出金		3,416,000	3,414,965	0	1,035	1,035
	1 償還金及び還付加算金	3,416,000	3,414,965	0	1,035	1,035
10 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		153,815,000	148,024,675	0	5,790,325	5,790,325

認定第3号

平成19年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成20年9月10日提出

座間味村長 仲村三雄

平成19年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥119,915,832  
 歳出決算額 ￥134,565,398  
 歳入歳出差引額 ￥-14,649,566

平成20年8月11日

座間味村長 仲村三雄

実質収支に関する調書

平成19年度老人保健事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥119,915,832
2	歳 出 総 額	￥134,565,398
3	歳 入 歳 出 差 引 き 額	￥-14,649,566
4	(1) 継続費通次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥-14,649,566
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0

歳入歳出差引不足額14,649,566円。このため翌年度繰上充用金14,649,566円で歳入不足を補填した

平成19年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 支払基金交付金		81,163,000	63,382,265	63,382,265	0	0	△17,780,735
	1 支払基金交付金	81,163,000	63,382,265	63,382,265	0	0	△17,780,735
2 国庫支出金		43,325,000	37,697,011	37,697,011	0	0	△5,627,989
	1 国庫負担金	43,325,000	37,697,011	37,697,011	0	0	△5,627,989
3 県支出金		9,989,000	9,099,880	9,099,880	0	0	△889,120
	1 県支出金	9,989,000	9,099,880	9,099,880	0	0	△889,120
4 繰入金		9,714,000	9,714,000	9,714,000	0	0	0
	1 一般会計繰入金	9,714,000	9,714,000	9,714,000	0	0	0
5 繰越金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 繰越金	1,000	0	0	0	0	△1,000
6 諸支出金		7,000	22,676	22,676	0	0	15,676
	1 延滞金及び加算金	2,000	0	0	0	0	△2,000
	2 預金利子	1,000	22,676	22,676	0	0	21,676
	3 雑入	4,000	0	0	0	0	△4,000
歳入合計		144,199,000	119,915,832	119,915,832	0	0	△24,283,168



## 歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 医療諸費		139,280,000	130,490,719	0	8,789,281	8,789,281
	1 医療諸費	139,280,000	130,490,719	0	8,789,281	8,789,281
2 諸支出金		843,000	0	0	843,000	843,000
	1 償還費	3,000	0	0	3,000	3,000
	2 諸支出金	840,000	0	0	840,000	840,000
3 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
4 前年度繰上充用金		4,075,000	4,074,679	0	321	321
	1 前年度繰上充用金	4,075,000	4,074,679	0	321	321
歳出合計		144,199,000	134,565,398	0	9,633,602	9,633,602

認定第4号

平成19年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成20年9月10日提出

座間味村長 仲村三雄

平成19年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥590,613,908  
 歳出決算額 ￥628,009,709  
 歳入歳出差引額 ￥-37,395,801

平成20年8月11日

座間味村長 仲村三雄

実質収支に関する調書

平成19年度航路事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥590,613,908
2	歳 出 総 額	￥628,009,709
3	歳 入 歳 出 差 引 き 額	￥-37,395,801
4	(1) 継続費通次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥-37,395,801
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0

歳入歳出差引不足額37,395,801円。このため翌年度繰上充用金37,395,801円で歳入不足を補填した

平成19年度座間味村航路特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 事業収入		637,557,000	594,616,464	590,613,908	0	4,002,556	△46,943,092
	1 運航収益	617,939,000	577,501,464	573,498,908	0	4,002,556	△44,440,092
	2 営業収益	2,501,000	0	0	0	0	△2,501,000
	3 営業外収益	17,117,000	17,115,000	17,115,000	0	0	△2,000
2 繰越金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 繰越金	1,000	0	0	0	0	△1,000
3 村債		4,000	0	0	0	0	△4,000
	1 村債	4,000	0	0	0	0	△4,000
歳入合計		637,562,000	594,616,464	590,613,908	0	4,002,556	△46,948,092

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 運航費用		353,036,000	346,053,461	0	6,982,539	6,982,539
	1 旅客費	3,957,000	3,945,186	0	11,814	11,814
	2 自動車航送取扱費	219,000	187,452	0	31,548	31,548
	3 貨物費	582,000	561,472	0	20,528	20,528
	4 郵便取扱費	50,000	43,652	0	6,348	6,348
	5 燃料潤滑油費	115,119,000	108,781,400	0	6,337,600	6,337,600
	6 養缶水費	1,206,000	1,202,880	0	3,120	3,120

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 運航費用	7 港費	3,026,000	2,521,968	0	504,032	504,032
	8 雑費	1,209,000	1,207,958	0	1,041	1,041
	9 船費	227,668,000	227,601,493	0	66,507	66,507
2 営業費用		131,809,000	129,819,518	0	1,989,482	1,989,482
	1 保険料	2,330,000	2,328,003	0	1,997	1,997
	2 減価償却費	1,000	0	0	1,000	1,000
	3 船舶用船料	58,707,000	58,278,238	0	428,762	428,762
	4 航路付属施設費	683,000	679,590	0	3,410	3,410
	5 店費	70,088,000	68,533,687	0	1,554,313	1,554,313
3 財産費		4,000	0	0	4,000	4,000
	1 普通財産費	3,000	0	0	3,000	3,000
	2 積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
4 事業税費		12,944,000	12,381,600	0	562,400	562,400
	1 営業外費用	12,944,000	12,381,600	0	562,400	562,400
5 公債費		76,076,000	76,074,230	0	1,770	1,770
	1 公債費	76,076,000	76,074,230	0	1,770	1,770
6 予備費		6,000	0	0	6,000	6,000
	1 予備費	6,000	0	0	6,000	6,000
7 前年度繰上充用金		63,687,000	63,680,900	0	6,100	6,100
	1 前年度繰上充用金	63,687,000	63,680,900	0	6,100	6,100
歳出合計		637,562,000	628,009,709	0	9,552,291	9,552,291

認定第5号

平成19年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成20年9月10日提出

座間味村長 仲村三雄

平成19年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥73,294,888  
 歳出決算額 ￥104,506,994  
 歳入歳出差引額 ￥-31,212,106

平成20年8月11日

座間味村長 仲村三雄

実質収支に関する調書

平成19年度簡易水道事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額	
1	歳 入 総 額	￥73,294,888	
2	歳 出 総 額	￥104,506,994	
3	歳 入 歳 出 差 引 き 額	￥-31,212,106	
4	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逡次繰越額	￥0
		(2) 繰越明許費繰越額	￥0
		(3) 事故繰越額	￥0
		計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥-31,212,106	
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金借入額	￥0	

歳入歳出差引不足額31,212,106円。このため翌年度繰上充用金31,212,106円で歳入不足を補填した

## 平成19年度座間味村簡易水道特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	簡易水道事業収入	58,094,000	27,823,727	25,759,047	0	2,064,680	△32,334,953
	1 営業収入	58,094,000	27,823,727	25,759,047	0	2,064,680	△32,334,953
2	財産収入	1,000	4,351	4,351	0	0	3,351
	1 財産運用収入	1,000	4,351	4,351	0	0	3,351
3	繰入金	47,150,000	47,150,000	47,150,000	0	0	0
	1 繰入金	47,150,000	47,150,000	47,150,000	0	0	0
4	国庫支出金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
5	県支出金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 県補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
6	諸収入	2,000	381,490	381,490	0	0	379,490
	1 雑収入	2,000	381,490	381,490	0	0	379,490
7	繰越金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 繰越金	1,000	0	0	0	0	△1,000
8	村債	2,000	0	0	0	0	△2,000
	1 村債	2,000	0	0	0	0	△2,000
歳入合計		105,252,000	75,359,568	73,294,888	0	2,064,680	△31,957,112

## 歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 簡易水道事業費		46,545,000	46,420,475	0	124,525	124,525
	1 営業費	46,450,000	46,420,475	0	124,525	124,525
2 公債費		55,728,000	55,486,513	0	241,487	241,487
	1 公債費	55,728,000	55,486,513	0	241,487	241,487
3 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
4 前年度繰上充用金		2,978,000	2,600,006	0	377,994	377,994
	1 前年度繰上充用金	2,978,000	2,600,006	0	377,994	377,994
歳出合計		105,252,000	104,506,994	0	745,006	745,006

認定第6号

平成19年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成20年9月10日提出

座間味村長 仲村三雄

平成19年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥49,784,775  
 歳出決算額 ￥45,422,398  
 歳入歳出差引額 ￥4,362,377

平成20年8月11日

座間味村長 仲村三雄

実質収支に関する調書

平成19年度下水道事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥49,784,775
2	歳 出 総 額	￥45,422,398
3	歳 入 歳 出 差 引 き 額	￥4,362,377
4	(1) 継続費通次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥4,362,377
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0



平成19年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2 下水道収入		8,367,000	8,262,263	7,394,459	0	867,804	△972,541
	1 下水道収入	8,367,000	8,262,263	7,394,459	0	867,804	△972,541
3 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 国庫支出金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4 繰入金		42,191,000	42,191,000	42,191,000	0	0	0
	1 繰入金	42,191,000	42,191,000	42,191,000	0	0	0
5 繰越金		199,000	199,316	199,316	0	0	316
	1 繰越金	199,000	199,316	199,316	0	0	316
6 村債		2,000	0	0	0	0	△2,000
	1 村債	2,000	0	0	0	0	△2,000
歳入合計		50,761,000	50,652,579	49,784,775	0	867,804	△976,225

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 下水道事業費		11,055,000	10,251,621	0	803,379	803,379
	1 下水道事業費	11,055,000	10,251,621	0	803,379	803,379
2 公債費		39,705,000	35,170,777	0	4,534,223	4,534,223
	1 公債費	39,705,000	35,170,777	0	4,534,223	4,534,223
3 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		50,761,000	45,422,398	0	5,338,602	5,338,602

認定第7号

平成19年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成20年9月10日提出

座間味村長 仲村三雄

平成19年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥36,500,915  
 歳出決算額 ￥33,236,647  
 歳入歳出差引額 ￥3,264,268

平成20年8月11日

座間味村長 仲村三雄

実質収支に関する調書

平成19年度漁業集落排水事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥36,500,915
2	歳 出 総 額	￥33,236,647
3	歳 入 歳 出 差 引 き 額	￥3,264,268
4	(1) 継続費逡次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥3,264,268
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0

平成19年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2 事業収入		4,370,000	5,051,721	4,943,613	0	108,108	573,613
	1 下水道料金	4,370,000	5,051,721	4,943,613	0	108,108	573,613
3 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4 県支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 県補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
5 繰入金		31,129,000	31,129,000	31,129,000	0	0	0
	1 繰入金	31,129,000	31,129,000	31,129,000	0	0	0
6 繰越金		428,000	428,302	428,302	0	0	302
	1 繰越金	428,000	428,302	428,302	0	0	302
7 村債		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 村債	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳入合計		35,931,000	36,609,023	36,500,915	0	108,108	569,915

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 事業費		16,621,000	14,580,724	0	2,040,276	2,040,276
	1 事業費	16,621,000	14,580,724	0	2,040,276	2,040,276
2 公債費		19,309,000	18,655,923	0	653,077	653,077
	1 公債費	19,309,000	18,655,923	0	653,077	653,077
3 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		35,931,000	33,236,647	0	2,694,353	2,694,353

認定第8号

平成19年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成20年9月10日提出

座間味村長 仲村三雄

平成19年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥4,997,221  
 歳出決算額 ￥4,836,503  
 歳入歳出差引額 ￥160,718

平成20年8月11日

座間味村長 仲村三雄

実質収支に関する調書

平成19年度農業集落排水事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥4,997,221
2	歳 出 総 額	￥4,836,503
3	歳 入 歳 出 差 引 き 額	￥160,718
4	(1) 継続費逡次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥160,718
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0

平成19年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2	事業収入	480,000	524,445	524,445	0	0	44,445
	1 下水道料金	480,000	524,445	524,445	0	0	44,445
3	国庫支出金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4	県支出金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 県補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
5	繰入金	4,399,000	4,399,000	4,399,000	0	0	0
	1 繰入金	4,399,000	4,399,000	4,399,000	0	0	0
6	繰越金	73,000	73,776	73,776	0	0	776
	1 繰越金	73,000	73,776	73,776	0	0	776
7	村債	2,000	0	0	0	0	△2,000
	1 村債	2,000	0	0	0	0	△2,000
歳入合計		4,957,000	4,997,221	4,997,221	0	0	40,221

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 農業集落排水事業費		3,280,000	3,171,889	0	108,111	108,111
	1 農業集落排水事業費	3,280,000	3,171,889	0	108,111	108,111
2 公債費		1,676,000	1,664,614	0	11,386	11,386
	1 公債費	1,676,000	1,664,614	0	11,386	11,386
3 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		4,957,000	4,836,503	0	120,497	120,497



○ 議長（宮平秀保）

これで提出議案の説明を終わります。

次に、地方自治法第233条の規定により、平成19年度座間味村一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに同法第241条第5項の規定により、基金の運用状況の審査結果の意見書が、お手元にお配りされております。朗読は省略します。

日程第7．認定第1号 平成19年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

3月議会でも予算のときにもお願いしましたが、塵芥処理についてちょっと確認したいんですけども、59ページ。実質的に平成19年度において合計で7,719万1,000円という塵芥処理が使われていますけれども、塵芥処理と言ってもいろいろありますけれども、どういった金の使い方をしたか、再度教えていただけないですか。阿嘉のクリーンセンターもありますし、リサイクルもありますし、座間味クリーンセンターもありますよね。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ただいまの一般会計の決算の塵芥処理費の内訳ということですが、塵芥処理費の中での現場、機械設備等の経費にかかわるもの。11節の需用費と13節の委託料の2つの節について説明をいたします。まず需用費ですけれども、阿嘉クリーンセンターの光熱費が83万4,000円、座間味クリーンセンターの光熱費457万7,000円、座間味クリーンセンターの酸素、薬剤使用料59万3,000円、あとごみ収集等も含めての消耗品等、それと指定ごみ袋の代金、合わせまして411万6,000円。座間味クリーンセンターのバブフィルター1,398万7,000円、座間味クリーンセンターの耐火煉瓦307万3,000円、座間味クリーンセンターの修繕費212万7,000円。以上、8件で2,930万7,000円になります。次、13節の委託料です。13節の委託料につきましては、ダイオキシン測定費51万円、ごみ収集委託費、これは21・ざまみにお支払いする阿嘉、座間味、両方の年間の収集委託費です。これにつきましては975万8,000円。それと阿嘉、座間味両クリーンセンターの電気保管理、これは電気保安協会が管理作業を行っておりますけれども、これにつきましては66万9,000円。それから座間味クリーンセンターの操業委託費、これは1,284万7,000円。委託料の主なものでトータルで2,378万4,000円になります。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

実際、塵芥処理費で去年、ごみ処理できたの50トンということで、平成19年度の予算で処理するごみ用を平成20年度の予算で今回処理しているわけですけども、去年の3月の段階で溶融炉に関しては、ごみ処理は不安だということで、阿嘉クリーンセンターを修繕して直したら、もっと予算が安くなりますよということで、そういったことも議論された中で平成19年度予算だったんですね。結果終わってみればほとんどの金が無駄金になってしまったという形になってはいますけれども、平成20年度予算の中で去年処理すべきごみのお金どれだけ払っていますか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

今年の予算でごみの処理を行っておりますけれども、去年のごみを処理しているわけです。どのぐらいの量ですかという質疑の内容かと思っておりますけれども、毎月幾らかというのは、これまで焼却する際に、計量については、毎月その都度に計っておりますけれども、毎月ごみは何トン出たかというのは、計量器がないものですから、きっちりとした数字はちょっと把握しづらいんですが、平成19年度の1年間のごみにつきましては、平成18年の12月21日でごみの焼却作業ゼロで完了をしました。そういうことで平成19年度には平成18年12月22日発生から平成20年の3月までですか、1年間のごみを処理すべきだったんですけれども、その期間における焼却量は53トンです。その後のごみなんですけれども、平成20年度で現場焼却ではなくて、本島搬送で今処理をしております。4月18日から22日までの間で搬出量が可燃ごみが133トン、産業廃棄物が約5トンという処理をしております。これが平成19年度分ぐらいになるのかなど。ちょっと計算出しにくいんですけれども、その後、今8月5日からまた本島搬送を再開をして、今こつこつと処理を行っております。9月、今月内では現場のごみはできれば片づけたいということで、あくまでも予定ですけれども、そういうことで作業を継続しております。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

結局、今回持ち出しで1,300万円ですか、それぐらいかかっていますよね。実際1年前の3月、この予算を通すときに、そういったことで議論した中での予算通過承認という形になっているんですけれども、結果としてほとんどごみ処理はできない、この決算になっているんですけれども。来年のことも予算編成も含めてあるものですから、実際50トンしか処理できてなくて、阿嘉クリーンセンターの件については、全然この予算で、これだけの整備費をかけてやれば十分使えたはずなんです。結局、島外持ち出ししなくても済んだはずなんです。だから一部この辺も含めて、ぜひいろんな皆さんの予算のあり方と言いますか、来年のこともありますので、その7,700万円というものの塵芥処理費というのは非常に無駄金だったということを私は思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

収入のほうからちょっとお聞きしたいと思います。13ページ、村税でございますけれども、非常に財政の厳しい中で、自己財源の確保というのは非常に大きな問題でございます、そこには1,700万円余りの収入未済額があるわけでございます。今までに幾らぐらい納入されたのか。ちょっとお聞きしたいと思います。

それから14ページの、これも同じですけれども、軽自動車税ですかね、43万円という非常に大きな数字でございます。それにつきましてもどの程度徴収になっているかお聞きしたいと思います。

それから18ページ、村営住宅の使用料でございますけれども、大変これは180万円余りの未納というのは、普通では考えられないような話でございますけれども、これはどうなっているのか。どのようにして、また今、定期的に取りられていくかですね、その3点ほどをお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

ただいまの金城議員の御質疑にお答えしたいと思います。まず村税の13ページのほうなんです、1,

700万円ということはかなり大きな収入未済があります。この大きな要因としては下のほうに、2項のほうなんですが、固定資産税967万9,000円ということで、これはですね、10年ぐらい前からの滞納がずっと続いておまして、午前中に一般質問でも申し上げたんですが、徴収対策チームを立ち上げてですね、何とかこの徴収努力をしているところです。この平成19年度の決算で申し上げますと、徴収率、滞納繰り越し分がですね、30.2%これ固定資産税のほうですが、率はちょっと低いんですが、収納額としては平成18年度に比べますと200万円増収というふうになっております。それから個人住民税のほうなんですが、これも380万円ぐらい収入未済があるんですが、これについては現年度分の徴収率が96.2%でした。これ比率はかなり上がってまして、これについても平成18年度決算としてはずっと400万円の増ということで、市町村民税、固定資産税を含めまして、昨年と比較しますと約1,000万円程度額としてはふえております。ただ、現在までですね、まだ収入未済額がかなり多くあるのも事実でありまして、今後もっと徴収努力をしていかなければいけないというふうに考えております。

それから軽自動車税のほうなんですが、軽自動車税のほうが現年度分と滞納分を合わせまして、徴収率が81%ということで、これ金額は小さいんですが、かなり徴収率が悪いです。ただ、額にしますと13万3,000円の昨年よりは多くはなっているんですが、ただですね、持ち主が廃車の届けを特に原付のオートバイなんですけれども、廃車の手続きをちゃんとしてなくて、ずっと納付書がいつている状態ということがあろうようです。その辺も改善しながら徴収努力をしていきたいと考えます。

公営住宅の状況です。18ページのほうなんですが、これ内訳を申し上げますと、平成19年度の滞納額が、滞納件数で言いますと9件、金額にして80万6,800円、これ平成19年度単年度の滞納額です。平成18年度までの滞納もありまして、これが件数にして8件、金額にして102万2,500円という滞納が残念ながらありますけれども、公営住宅についても税と同じく計画書を出させて計画的に徴収をしているところです。今年度においても確実に使用料を払っていただくように指導したいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

これ一応説明を聞いたんですけれども、とにかく自己財源がなければもう身動きもできないような状態があるわけなんです。執行部の皆さんには大変努力されまして、徴収率もですね、大変上がっているということは非常に喜ばしいものでございます。特に固定資産税につきましては、法的な手段というのを前からもよく言われておりますけれども、そういったものもとりながら努力してやっていかなければ到底追いつけないようなものがあるのではないかと思いますので、よろしくまたお願いしたいと思います。それから村営住宅でございますけれども、これにつきましては前からつくっているお家もたくさんあるわけですね。それからこれにおきまして今から台風とか、そういったときに来るときに修理等とかいろんなものが重なってくるわけなんです。だからこういったものはですね、大変人から物をとるというのは非常に厳しいと思うんですけれども、できるだけですね、もう早いうちにその処理をやってもらいたいと思います。これで収入のほうを終わりたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

ちょっと確認させてください。17ページですね、地方交付税、これは決算にも特交出ておりませんが、特交の数字も教えてください。特交出ってないですね、入っていますけれども。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

地方交付税の平成19年度の状況を普通交付税と特別交付税をお知らせしたいと思います。普通交付税がですね、6億388万5,000円です。特別交付税が1億9,156万4,000円ということで、普通交付税が平成18年度と比較しますと2,532万8,000円の増。特別交付税が平成18年度と比較しますと3,102万9,000円の増額です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

19ページ、農林水産費で使用料というのが394万2,000円ありますけれども、これ説明してください。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの御質疑、農林水産費の施設の使用料なんですけど、これ同額になったのはですね、主に多面的施設の使用料等が増額になっております。この使用料はですね、総合施設の使用料、そして森林体験交流施設、これは古座間味です。そして農林加工施設、阿佐のほうの加工施設ですね。そして農山村広場公園、これは阿嘉の売店等、そして多面的というのは大浜の施設です。そういうものの中で増になったのは多面的施設の収入増ということになります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

するとこれは古座間味ビーチの森林も入っているわけですね、これに。これは前にも問題になったんですけども、今現在ですね、そこを店を借りている方々がですね、関連しますから言いますけれども、これちゃんとした手続きによってやっておりますか。私が調べた結果は、ちゃんとしておりませんが。名義人とか貸しているとかということでありまして、答えてください。どうなっていますか。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの御質疑の森林体験施設の契約の件なんですけど、今2件ですかね、入ってしまして、2件ともちゃんと契約はしております。1件については聞くところによると使用人という形で使っているようですが、調べてですね、使用についてもっと調べてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

課長、十分苦しいんですが、これもう3カ年、4カ年前から一般質問出していますよね、前にどなたか。あれから改善されていないでしょう。これは恐らくですね、これを貸した人も苦しい立場にあると思いますよ。なぜそれをです、同じようにできない。あなたたち行政がやってね、書類上だけでもいいんですよ、それは。何でそれをやらないの。これは今いる課長だけではない。その前の課長から3名ぐらい課長がいますよ。関係していますから。あのとき言っているのに、正しいことに戻してくださいよ。そしてついでにこの決算の中に森林の施設が出てきた使用料、これわけてくださいね。どのぐらい入れたかと。これはついでにいいですから。課長、これはすぐやらないと。行政がこんなことしたら。個人の会社ではないよ。

前後しますけれども、繰越明許費、繰越額が出ていますけれども160万円。これちょっと恐らく阿佐線の災害だと思いますけれども、一応これをわけてですね、お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの御質疑の繰越明許費の160万1,000円なんですが、これは座間味阿佐線、そして慶留間阿嘉線の施工管理の継続。それは単独分の費用の繰り越しであります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

これは阿佐線も入っているわけですね。ついでに関連しますから、進捗状況はどうなっていますか、阿佐線は。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

座間味阿佐線の進捗状況なんですが、1工区、そして2工区のほうは工期を終えております。3工区については1工区、2工区の路面の舗装等があって、今3工区のほうはまだ今施工中です。3工区の工区は9月15日までの工期として今、工事を進めているところです。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

わかりました。また戻りますけれども、地方交付税について、忘れましてので質疑します。平成19年度決算には、トータルで特交も入れて7億9,544万9,000円とありますよね。これに前年度対比で調べてみますと、0.1増ですか。これは全体の予算の中に54.4とありますけれども、これどうですか、ついでに申し上げますけれども、平成15年からですね、ずっと16、17、18、19年調べたらですね。交付税がほとんど7億5,000万円台になっておりますよね、村長どうですか。これしかも平成19年度の決算では約8億円ですよ。これでいくとですね、随分いいですね。これはひとついい要因の説明をしてください。これいいです。10年前からずっと見ていたら7億円台ですよ。ちなみに言いますけれども、10年前は8億円台ですよ。あれから少し減ったんですけども、今後見通しとしてどうですか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

地方交付税につきましては、三位一体改革の際に、かなり減額をされました。私の記憶ではたしか特別交

付税と普通交付税で一番多い年で9億円近くあったと思います。それからずっと減ってきたんですが、ここに来て平成19年度からですね、平成20年度も普通交付税の算定を終わりましたけれども、何とか持ち直したと言いますか、算定の方法もですね、国のほうも考えていただいて、地方にかなり厚く配分している状況のようです。特別交付税につきましては、これは算定の基礎というものが一応あるんですが、なかなか数字が見えづらい部分がありまして、その名前のとおりですね、特殊事業に充てるための金額ですので、あまり多くを見込むことは避けているんですが、特に平成19年度においてはプラス3,000万円ということで財政的にもよくなっていると思いますし、その要因の一つがですね、がんばれ地方応援プロジェクトということで、村のほうからもエントリーしましたところ、そのエントリーした金額どおり、特別交付税が増額になっているところもあります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

政策調整監にお伺いしますけれども、平成12年からずっとこうして9億5,000万円台から今、約8億円になっていますけれども、これはもう合併なんか必要ないですね、大丈夫ですね。本当ですよ、合併必要ない。というのは平成24年からは段々債務がダウンしますよね。わかっているでしょう、償還が。だからどんどんもう大丈夫ですよ。それで今度の助役と退職の課長のあれなんか合わせて、二千幾らかやっているでしょう。そのようにして行革をやればいいですよ。だからこれは合併しなくても私はいいと思いますけれども。一言必要ですか。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

合併が必要か不要かということになると、私がちょっと答えるのは難しい面がありますけれども、要因として2つ考えなければいけないかなと思います。一つはまず交付税の今の枠組み自体が、これからも未来永劫続くかどうかということ自体がまずかなり不透明な部分があると。要するに今の算定方式自体がずっと続くかどうかよくわからない。もう一つは合併しなかった市町村、特に小さい町村に対して、特例町村制というのが今検討されておりますので、これができたときに一体どういう形で交付税の範疇が生まれてくるのかがよくわからない。ですからこの2つのことを前提にしないと、昨年度から今年度にかけて「頑張る地方応援プロジェクト」ということで、かなり地方に厚く見ていただいていますけれども、これが今後続くかどうかはわかりませんから、昨年、今年の交付税実績だけを持って、合併しなくても大丈夫ではないのということ判断することはちょっと難しいのではないかとこのように思います。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

ありがとうございます。ついでにですね、それを申し上げたんですけれども、これ以外触れないでおきましょうね。じゃあ次の機会にですね、この合併の議論はしましょうね。この前にも阿嘉慶留間に行ったときには、課長も何にもない。議員だけで話をしたんですけれども、あれじゃあね、だめでした。ほんとに今後ですね、ほんとにお互いがですね、執行部と議会がほんとに議論を伯仲させてやらないと、特例もやがて終わるでしょう。振興の。あと1年半ですよ。やるんですか、やらないか、これはいいです。そういうことでいろいろありまして、私の持っている議論もありますので、一応これで終わります。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

合併について議論をしたいというふうに変力強いお言葉をいただきました。実は先週火曜日と金曜日に職員の合併の勉強会というのをさせていただきまして、基本的にはほとんどすべての職員が合併についての考え方の基本練習みたいなのをやりましたので、できましたらそれをもとに議員の皆さん、また地域の皆さんと合併の議論をしたいと思います。早急にやりたいと思いますので、ぜひ御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

ありがとうございました。終わります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

先ほど副議長が質疑に立ったのと関連して、ちょっと聞きたいと思います。18ページの使用料の中で住宅使用料、平成19年度は9件と、平成18年度までに102万円というふうにしてあると総務課長がお答えしたんですが、これは同じ人が何年かに渡って、支払いをしていないのか。それとも払いたくても払えない特殊の事情がある人なのか。その辺はどういうふうな状況になっていますか。それをちょっと教えていただけますか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

ただいまの質疑にお答えいたします。平成19年度の現年で9件と申し上げました。それから平成18年度までに8件という滞納の件数があるんですが、これは同じ方が滞納している場合もあります。ですのでこの件数は述べの件数になりますので、同じ方が滞納しているというケースもあります。それからなぜ払えないのかというところを見ますと、やはり中にはかなり子供の仕送りであるとか、学校へ行かすための経費とか、かなり厳しい方もいらっしゃいます。そういう世帯に対しては分納の今、説明をやっているというところですが、ただ、お金があるのに払ってないとかという非常に悪質なケースというのは、今のところは確認しておりません。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

先ほど軽自動車とか、バイクなどはとくに車検も切れているけど、そのまま抹消しないでというその指導をやっていると、そういうことでしたよね。この住宅もかなり厳しいんだと、村営住宅の場合は収入に応じて金額が決まってくるはずなんですけれども、家賃ですね、それでもやっぱり同じ人が対応できないという状況が続いているということになるわけです。この中に生活保護者とかも中には入っておるのでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

公営住宅の入居者に生活保護世帯はおりません。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

わかりました。それで今、返済計画をやらせていると言っていますけれども、生活保護世帯が前にいるということは聞いてはいるんですけども、総務企画課のほうではないということになっているわけですね。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

先ほどの答弁すみません。訂正させていただきます。1件入居世帯があります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

生活保護世帯でも払える状況であればですね、今未払いの中にはいないということで、多分総務課長はそのお答えになったと思います。そういうことで一生懸命努力していますので、多分今、子供さんが学校とかそういう状況の中で、支払いができないということは大体商売をされている方ではないかと私も勝手な思い込みではありますが、収入がもっと上がれば払える状況にもなると思いますので、そういう面でも行政が相談に乗れる分は乗ってあげるとか。それと固定資産税、これはかなり問題になっていますけれども、そこも全体が割合が多いんですけれども、同じ人がというが。確実にですね、分納で取れるように常に多分延滞すればそれだけの督促手数料やら出てくるとは思いますけれども、その中でも確実に取れる方法。先ほど一般質問でも出ていましたプロジェクトチームをもうちょっと生かしてですね、確実に。相手もまたこれが残れば残るほど負担になりますから、確実に減らす方法、職員が足を運んでまでやる方法、これ確実に減らしてここがゼロ円に、未済がゼロになれば、来年ではちょっと難しいと思うけれども、再来年にはゼロになるような努力をしてもらいたいとそう思っております。私は以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

70ページですね。観光費、13の委託料の部分ですね。委託料の詳細の説明をお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

観光費の委託料の今1,311万1,500円の歳出の詳細なんです、これは株式会社21・ざまみへの委託ですね。そしてライフセーバーへの委託料。あとは地域貢献事業、これは補助事業なんです、地域貢献事業になります。その3件なんです、地域貢献事業は420万円で、その中身はですね、ホームページの開設、そして情報紙の作成、これは座間味ナビという情報紙ですね、その作成。あと音響施設、これは



座間味の総合センターの中の音響と、屋外でも使う音響施設のこういう整備をしております。ライフセーバーへの委託は270万円、そして21・ざまみへの施設管理として514万2,000円ですかね、一応関連したところです。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。最後の補助事業の部分でですね、これは恐らく体験滞在交流促進事業ですか、最終を含めて3回続いた事業のことだと思うんですが、最終年度はソフト事業でWebだとか、あとパンフレットをつくるという話はお聞きしていたんですけども、去年ですね、私、平成19年の3月の議会で、この交流事業の2回目の事業の委託に関してですね、沖縄本島の大手の体験、そういう事業を手がけている事業者随意契約で恐らく委託をして、村内業者が事業をやったという経緯があつてですね、こういったのはせっかく村内でもいる。要するにエキスパートがいることだから、随意ではなくて、もちろん最低でも強制入札に付してやるべきではないかという、私は質問をしたんですが、今回このソフト事業ですね、これは業者の選択等に関しては入札制にしたんですか、これ随意契約にしたんですか、お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

交付金事業のソフトの委託に当たっては、見積もりを徴してですね、随契で契約をいたしております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。見積もりをとったということなんですけれども、それで実際ですね、でき上がったホームページがなかなか表に出てこないとか、どういうふうに使われているのかと。あとパンフレットですね、たしか阿嘉の事業者サイドのほうで何か誤記、いわゆる間違いの掲載、社名なのか何なのかということとクレームが出たという話を聞いてですね、いわゆるそういう事前にそういうふうなちゃんと確認をして発行しなかったということに関して、非常にちょっとこれ問題だなと思ったんですけども、パンフレット自体は今どうなっていますか。まだ増刷して配布している状況ですか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

今の情報紙の中身の誤記という件なんです、阿嘉のほうで1件あるということで一応は報告は受けています。まだ修正して、増刷まではまだ至ってないんですが、その方にはおわびをしております、そういう形の今現状です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。その辺もですね、もちろん訂正して、また発行しないといけませんので、その業者ですね、それを手がけた業者の責任も含めて、担当者とも協議してですね、あとホームページにどのように活用していくかということもしっかり戦略的に展開してほしいと思いますので。この事業の件に関しましてはまた、12月議会の一般質問でやっていきたいと思っております。

次ですね、ちょっと関連質問になるんですけども、阿佐線の先ほど質問がお二人の先輩議員からあったんですが、阿佐線ですね、さっき質問が3工区の部分なんですけれども、村長、この道路の完成予想図というのをごらんになったことがありますか。聞くところによると、今新道路のほうの側面、新しくできる側面とですね、そのまま現存する山とのすり合わせの部分が見た感じそのままくぼんでいる状態なんですよ。これは埋めずに、要するにそのままそこをくぼんだままの状態です。完成ということになるんですか。ちょっとそれ教えていただきたいなと思ひまして。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

座間味村の整備のことなんですけど、今、新しい道路をつくっていますが、旧道の部分については残る形で整備を進めています。そういうものについてはまた山からの排水等、そういうのも含めてですね、その側溝を残して、水はけをよくするという考えで今、残すような考えをしております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

側溝として使うということなんですけど、あそこはですね、台風だとか、あと豪雨が起った場合、側面に山のほうから流れてくる水の量というのはすごい量が流れ込むんですよ。それでこの新しい道路の側面が流されるのではないかと、地域の方々からもたくさん意見があつてですね、こういったことが起こらないような対策をですね、これは確実に講じてもらいたいなと思ひます。その部分のちょっとお願いします。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

ちょっと支出についてお伺いしたいと思ひます。初めに総務のほうからお願いしたいと思ひます。37ページ、こちらのほうに共済費が非常に莫大な金が余つたようですね、460万円。これ総務のほうは税務においても53万円余り、戸籍においては30万円余り、この共済費というのはこれは率が決まっているわけですね。給与に対して幾らということ。これはもうだれがも給与が決まっているのでだれでも計算できると思う。これが400万円も余る。関連しますけれども、教育委員会の事務においても139万円、幼稚園においても60万円、計200万円ですね。そして総務と教育委員会だけでも約700万円余りのものが余っているわけですね。これはですね、ほんとに私は公務員としてですね、ほんとにこれ給与係というのは何をやっているか。それともどのようにして残り、率というのは決まっているんですよ、これは。こっちが余るということはもう絶対考えられないはずなんですね。これはちょっと説明願ひたいと思ひます。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

ただいまの質疑にお答えいたします。確かにですね、共済費におきまして、各項目に多額の不用額が散見されます。この理由なんですけど、共済費の掛け率というのは毎年変動します。4月に当初の率がくるんですけど、9月にまた改定があります。その際にですね、担当のほうでちょっと高めに算入率を設定したために不用額がかなり多くなつたということで、きのう報告を受けました。今後このような不用額が出ないようにということで強く指導したところです。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

私はですね、これ非常に強く言うのはですね、今環境の整備等で観光施設等、そしてまた部落周辺の草刈りとか、そういったものにちょっとやったらどうかと、区長を通じて役所にいろいろ電話とか何かしたら予算がないとか、こんなの言ってですね。この1年、700万円も余りながらですよ、こんなしてたくさん余ってるのがあるわけですから、いわゆる今は何のために電算化をやっているんですか。電算化というのは、ボタンを押せば款項目を入れればどこにどれだけ余っているのか、すぐわかるわけですよ。だからそういうチェック機能というのは、ほんとに私は各課長の皆さんは非常に私はしっかりしてもらいたいと思います。だから決算前になったら、例えば2月からでも1月ごろからでもいいですね、3月には締めるから。そのときにどれだけ余るから補正をもって、どのようにやるということを、やはり上司といろいろやりながらですね、やっていかないと。こんなにもう共済費がこんなに余るといのは、私は座間味村だけではないかと思うんです。だからこういったのは村長ですよ、やはりこういったものに力を入れて、金がない金がないして、道の清掃とか、そういったものも何もさせない。こうなってきましたら、やはり役場としての不信感も一般から非常に来ると思うんですよ。こんなものがありましたよ、こんなものでこうなって、金がないんですよと言って、一般に言われたら何と返事します。こういうことより恥ずかしいことはないですよ。何かやればいいんですけれども、これが率が変わった、何とかでこんな理由はこういうところでは討論は絶対できないと思うんです。だから給与課にもちゃんとしっかりして、もう一度洗い直すようにやってもらいたいと思います。以上で終わります。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

50ページの老人福祉費、課長この委託料が不用額が31万7,000円ですか、減っていますね、不用額が。これはどのようにして、お答え願います。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの金城英雄議員の質疑についてお答えいたします。この委託料の内容は社協に委託しております配食の委託料、それから新予防給付になりまして、介護が要支援1、2と分かれております。本来ならば包括支援センターが行うべきケアマネージャーでございしますが、介護保険を利用なさっている方との絡みで、社協のほうに委託しております。その部分がですね、今回、那覇に出られる方が多くて、委託するのが減ったのと、あと包括支援センターの職員自身がケアマネージメントをしているものですから、支出のほうが減ったため、これだけの金額が余っております。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

わかりました。終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

平成19年度決算認定ですけれども、平成19年度の予算については、1年前の3月については、このような予算では私は賛成できないということで反対した経緯がありまして、結果、今回の決算書を見てもですね、その懸念がそのとおりじんかい処理等については見られまして、その流れからしてですね、この決算書については私は賛成できません。そのことによってですね、来年度もまた予算編成がありますので、十分な予算編成の審議をするためにも反対させていただきます。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成19年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第1号 平成19年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

日程第8. 認定第2号 平成19年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

5ページ、国民健康保険税についてお伺いします。収入額が2,769万4,905円とあります、決算は、未済がありますね、425万6,000円。これは収納率は86.6%ありますけれども、これの概略説明をお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの宮里順之議員の質疑についてお答えいたします。国保税ですが、現年度分がですね、8名が滞納者で、未納額が77万2,000円となっております。

失礼いたしました。ただいまの宮里順之議員の質疑についてお答えいたします。現年度分が未納額が77万2,000円、8名の滞納者となっております。過年度分が323万6,739円で、21件の滞納者となっております。現年度分に関しましては徴収率は96.85%ということで、沖縄県でも3位の高成績を上げております。滞納繰越分の収納率は32.13%となっております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

特に大口なんか何名かいますよね。これは調べたんですけれども、これは大丈夫ですか、ちゃんと支払い計画についてお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの質疑についてお答えいたします。大口の方はですね、随時、役場のほうに来ていただきまして、返済のほうの計画を書き添えていただいております。また守られなかった場合は訪問等をいたしまして、誓約書をいただいております。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

歳入ですけれども、9 ページ、被退職者の国民保険税もありますけれども、毎年同じ数字が出ているような感じがしますけれども、課長。24万7,400円というのが、これ私の見間違いですか。これちょっと説明してください。2 目の退職被保険者国民健康保険税について、これちょっと説明してください。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの御質疑ですが、退職者の3番、4番の繰越分の件でよろしいでしょうか。この滞納者ですね、1件なんです、前年度は3万7,200円医療分、介護分は5,100円の納付をいただいております。今年はですね、少しですが、払っていただいております。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

課長ね、これだけ、幾らですか。収入済額、未収額が21万9,800円ですか。それから次、4番目が2万2,900円と。これはあれですか、毎年こうやって出てきますので、早くですね、ゼロにするようにしてください。もう一回答えてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの御質疑です。確かに毎年滞納が上がっているんですが、国保税に関しましては、延滞金がつきまして、延滞金がかかなりの額になっております。まず延滞金のほうからですね、お支払いいただいているものですから現年度の数字に上がってこないという形になっております。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

この延滞金はですね、どういうふうに計算しているんですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

条例にのっとりましてですね、日割りで計算しております。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

わかりました。努めてですね、そういったものはですね、一人だということでもありますので、1件ということもありますけれども、すまないですけどね、こういうことにも特例をして、徴収してくださいよ。これはしかも退職者ですよ。公務員ですよ。これは申し添えておきます。お願いします。終わります。

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

19ページの不用額、これは病院内のものですか。それと村内の診療所も含めてのことなんですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

すみません。ただいまの19ページの御質疑でしょうか、高額医療費の。高額医療費はですね、それぞれの所得、課税世帯、非課税世帯によって発生する額は違ってくるのですが、ほとんどの方は入院によって発生した高額医療の分についての払い戻しということになっております。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

はい、わかりました。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成19年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第2号 平成19年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

日程第9．認定第3号 平成19年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

1件ほどお聞きしたいと思います。こちらのほうに歳入歳出のマイナス1,464万円余りがきているので、この要因は何なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの金城勝英議員の質疑についてお答えいたします。医療費はですね、補助金の申請の後に推定以上の医療費が伸びたため、平成20年度に補助金が入ったため、そのために決算におきましてマイナスが生じております。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

はい、わかりました。以上で終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成19年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第3号 平成19年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

日程第10. 認定第4号 平成19年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

これも同じようにですね、莫大なマイナスになっているわけでございます、3,700万円余るんですが、これの主な要因を説明願いたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

決算において3,700万円の赤字が出ておりますが、それについての要因について説明いたします。歳入においてですね、旅客運賃収入、これが昨年より減となっておりますが、これはフェリーごまみは昨年悪天候による欠航が12日、それからクイーンごまみが39日、クイーンの場合、特にそれ以外に定期検査で30日という長い期間運休がありましたので、その分の減と。それから貨物運賃の約560万円、昨年よりの減というふうに歳入少なくなっております。一方、費用においては燃料の高騰、それからクイーンごまみの定期検査、5年に一遍の。これによりかなりの修繕費がかかりましたので、そういうもので3,700万円という大きな赤字等が出ております。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

わかりました。収入においてはやはり台風が大変左右されると思いますので、これはもうしようがないと思います。特に定期検査等のドックについてでございますけれども、私は離海振のほうに行きまして、課長など、部長などに会いまして、一応話を聞いております。これは4,000万円、5,000万円というのは大変な経費ですので、何とか年内にですね、できないかというふうなことを話したこともあります、去年ですかね。そうしましたら、やはりあちら側としまして、何か前向きに考えてもいいというようなことを言っていました。どうしてかと言いますと、ドックは上がるものではなくて、部品というのが非常に高いそうです。だからメーカー等などに行って、そういう話をやればできないことはないという、いい話も聞いておりますが、これは村長の行政の力も借りないといけないんですが、こういったようにですね、やはり小さい医療であるんですけども、とにかく4,000万円、5,000万円のドック賃というのは非常に大きいわけなんです。だからこれは今みたいに分割して払える方法ですね、これも何とかお願いしたらどうかと思っております。以上で終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑はありませんか。3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、船舶課長、定期検査、高速船のエンジン、オーバーホールですよ。今年もそうでしたかね、昨年、一昨年だった。じゃあ今年からはその赤字の分はかなりその費用にかかった分はかなり負担は軽減すると。しかしながら原油が高騰して、その要因はまたプライマイゼロになってしまったという感じになると思うんですが、ただ、この補助費の関係で、総合事務局等に交渉とかいうのはどのようにしてやっておられるのか、その辺をちょっとお聞かせ願いますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

ただいまの燃料高騰による費用についての国か、総合事務局さんのほうか、何かそういう案がないか、対策の案がないか、聞いてきたかどうかというお話で理解していますけれども、実は村長も一緒にですね、総合事務局のほうに行きまして、今回、私たちも運賃改定等も予定していますから、それに合わせてですね、何月でしたか、新聞のほうに新しい施策として人件費の削減とか、4項目ぐらいあったんですが、それがどういうぐあいに市町村におりてくるのかということを開きに行ったんですが、事務局のほうもまだ具体的な中身が見えないということで、どんな支援ができるか、どういうことになるかという、向こうもよくわからない状況だったんですが、とりあえず今の支援策をですね、少しでもいいからやってほしいというのと、それから新たに欠航で、夏場の欠航した分ですね、これに係る部分も何かそういう支援もできないかということで、その辺の話は一緒にやってきてあります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

課長と村長と一緒に総合事務局に行ったということでお伺いしましたけれども、こういう行動はですね、はっきり言いまして今、非常事態だと思うんですよ。そのときにはやっぱり議員も一緒になってやっていかないといけないことなんです。そのときにそういう行動をするときには、やっぱり議員にも声かけをして、



議会も一緒にやっていってお願いをすると、効果も違ってくると思うんですよ。そうすれば私らが行って1,000万円とれるかどうかわからないけれども、一応取れることがあるかもしれませんので、そういうときには決算書に逆にあらわれるようにしたいので、私たちにも声かけほしいと、そう思っております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

船舶運賃の件なんですけれども、関連しますので。前回の6月の一般質問の中で、大幅な赤字要因の説明を受けたんですけれども、燃料の高騰等の説明がありました。それで10月1日から値上げ、実施に向けて作業を進めていきたいというふうな課長の答弁だったんですけれども、この件について予定どおり値上げするのかどうか、お聞きします。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

運賃改定については、今度の9月の議会に提案して、10月1日からスタートしたいというお話をしたんですが、実は今年に入ってですね、1月から7月までの運賃の単価というのが、特に軽油の場合で41円、A重油の場合で39円のわずか半年間で上がっています。あまりにも毎月毎月単価が上がっていくものですから、もうしばらくは燃料の動向を、単価の動向を見ようということで、今日ここまで来ているんですが。今の単価で去年の実績に換算してやった場合には9,300万円という膨大な燃料高騰になる差が出てきます。じゃあこの9,300万円に見合った運賃値上げをしようとする場合には、最低でも20%必要になってくるわけです。それで20%というと逆に住民にあまりにも大きな負担をかけすぎることになりますので、その辺はですね、今、庁内で庁議、あるいは幹事会で15%で何とか抑えてやっていきたいという話をやっているところです。決定ではないんですが、この率が決まれば最後はまた住民説明会を持ってですね、そういう説明にやっていきたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

もう一つ、今の値上げに関しての、これ3月にもちょっと聞いたんですけれども。例の公告の件、それからやっぱりそういう努力をして収入を上げるようにということで私、話をしたことがあるんですけれども。11月ごろドックしますよね、フェリーざまみ。5月ですか、クイーンが12月ですか。そういうものの中でも絵をかいたりとか何とかいうのも、どうなんだということで、ちょっとでも収入が上がればいいじゃないかということで話をしてあったんですが。フェリーの中に公告をとるようにという話も進めてきたんですが、その後報告がありません。夏の間はかなり公告をとるように言ってあったんですが、もう秋にもなり、やがて冬ですけれども、これ以来。私が言っているのは今年のうちにやってくださいという話はしたんですけれども、何か来年になりそうなので、その辺進捗状況と言いますか、それを教えてください。また何もやらなかったということになると、来年の決算はみんな反対しますので。その辺、進捗状況をちょっと教え

てください。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

非常に耳の痛い指摘をいただきました。進捗状況と申しますと、正直に申し上げて、報告できるほどの内容はございませんけれども。まず1つは、ある清涼飲料水の会社の方とちょっとお話をしたときに、チケットの面に清涼飲料水のマークを入れさせてもらって、その分でチケットの紙代を向こうに出してもらおうということができないだろうかということを一度お話をして、向こうのほうでは一たん持って帰って、ちょっと考えさせてくれということが一つありました。船全体を公告媒体として使っていくということなんですけれども、これについてはちょっと我々のほうで公告価値がどれぐらいあるのか、またそれでほんとにどうなるのかということがちょっとよくわからない部分もありますので、これについては当面知っている公告代理店一つ、二つ等も含めてですね、こういう相談ができるかどうかということをやっと聞いてみて、今年中に研究をして、次年度以降ちゃんと収入が上げられるような形があるかどうか。一番大きな話でいくと、ネーミングライツということで、船の名前を売っぱらってしまうということもあるんですけれども、そこまではちょっと難しいだろうと思いますが、そういうことも含めて可能なことがあれば、収入を上げる努力をしていきたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

もう1つ、船全体の話をされたんですけれども、私が最後に言ったのは、夏が来て、冬が来てという話をしたのは、要するに中の話なんです。だからA4サイズは幾ら、B4サイズは幾らという、この具体的に話を進めていったほうがいいんじゃないのということで話を進めていましたので。船全体の話ですと、あれは季節関係ないわけですね。ところが民宿、ダイビングショップ、シュノーケリングとか、いろいろやっているところは、冬に公告をあげてもしょうがないわけですから、春から秋までのこの期間で何とかすると。そちらから帰る人が、例えば那覇のホテルさんだったり、居酒屋さんだったりとか、そういうところのものをまた置いておけば見て、帰ったときにそれを利用をする。だから夏の期間にやればちょっと金額を上げてでも、公告媒体として使えるのではないかなという案からそういう話をしているわけです。冬にも利用できる場所はあると思いますので、今年中にですね、ここまで来てしまったらもう来年に向けてやってください。お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

本当におっしゃるとおりで、中の公告というと、例えば電車とか、モノレールの中吊りとか、壁面の公告がイメージされるんですけれども、御承知かと思いますが、公告というのは場所と大きさによってものすごい値段が違ってきていて、それが何かというと、いかに人目に触れる場所であるかという、これは専門家であれば根づけができない部分がやっぱりあるわけです。そういうことも含めまして、先ほど申し上げたように公告代理店さんの助言もどっかもらえるところがないかどうか聞いてですね。またその上で例えばできそうだとすることであれば、公告代理店さんに船一つの権利を一たん全部ある程度譲り渡して、公告代理店さんは分割して売るというセールスもあり得る部分ですので、この辺のところを研究してですね、次年度にはできるような方向を考えたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

運賃の値上げの件について、その動向を見きわめたいということでおっしゃられましたけれども、実際、客が利用する頻度が高いのは一番夏なんですね。それに加えて冬に値上げするということになると20%になるかもしれないんですけども、施政方針の案の中でも今年は値上げするんだということを村長触れられていますし、そういった地域に対する理解の深め方はちょっと弱いんじゃないかというふうに思っているんです。先ほど同僚議員、順之議員からもあったんですけども、交付税の話が出て、合併しなくてもいいのではないかという話でやりますと、赤字が今度どこにもなくて、改善して、改善しているのであれば値上げしなくてもいいという話であれば様子見もいいんですけども、値上げを当然しないと、今後どういう率にしても上げないといけないということであれば、早いほうがいいと思うんですね。時間がたてばたつほど赤字が重なってくるわけで、前年度が5,500万円も赤字ですよ。今年3,700万円、でしたら早目に値上げはするんだということをはっきりやって皆さん反対意見いろいろありますけれども、実際の問題、船舶はもう値上げしないといけない時期という切迫感があるのであれば、地域に対してもアピール度が弱いのではないかというふうに私は思っています。それと、そういった意味では様子見というよりは、やるという意思決定も先にやって、率の問題を検討中という形もやらないと、非常に難しいのではないかと。要するに10月からよりは、実際7月からやっていけば20%もしなくてもよかったのではないかとというようなあれがありますからね。

それともう1点、若干ちょっと船舶会計以外になりますけれども、アイランダーズの優待が660万円出ているという話がありましたですね。その券は結構大きいと思うんですよ。これについて絡みもありますので、そういうところもあるんですけども、そっちも早目にやらないと、整理していかないと、なかなかどうなんだろうということですね。それにも手をつけずに20%に上げるという話、非常にやりにくいのではないかというふうに思いますけれども、そこら辺どのように進んでいますか。お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

まず1点目のもうちょっと早く運賃改定率を進めていくべきではなかったのかというお話なんですけど、先ほども言ったとおりですね、燃料の単価の動向を見て、ここまで来たんですが。この率を決めて、今月中にはもうちゃんと率も決めて、またこれは国との認可の関係もありますから、ぜひ早目にして、どんなに早くても11月1日からスタートするのかなというような感じは、作業の流れ上するんですが、いずれにしても今月中で率も決定していきたいと思えます。

それからアイランダーズの件なんですけど、実は先月ですね、ダイビング協会、それから商工会、21・ざまみと役場のほうで、これに対しての村の考え方と言いますか、そういう話し合いを持ったんですが、その中で役場としては船舶課としては、この優待をしているこの券については廃止すると。この部分だけですね、廃止するというお話をしました。向こうのほうからは、これにかわるどういうサービスができるかと

というような、その辺の話までしたんですが。中身は今二、三言うと、その会に対する予約業務の改善を図っていくということで、今非常にこの船の予約がとりにくいと、電話がかかりにくいと、その辺をぜひ改善してくれというの。それからキャンセル待ち等のシステムを、機械の中、システムの中で、これができるようにこれを構築すると。それから予約受付業務の改善を図るということで、その辺の話まではしているところですよ。いずれにしても、この運賃改定との絡みもありますので、アイランダーズについてはすぐ来月から廃止とか、そういうものではなくて、ある程度一定期間を置いてですね、廃止に向けていきたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

わかりました。今、予約の関係出たんですけども、実は具体的な事例、この間、8時半に切符を買おうとしたらキャンセル待ちだと言われた事例があるんです。6名ですよ。出航前、10分前までキャンセル待ちで切符を売れないという状況。課長、そういった実態把握していますか。要するに予約でいっぱい乗れないと、それを出航前ぎりぎりまで、でも実際乗れるんですよ。そういう事例があったんですけども。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

これについては課長のほうも十分承知していることでもありますけれども、今現状の中でですね、我々のところのちょっとやり方としてまずいなと思うのは、航空会社ですと、例えば20分前には確実に締めきりますとかということが多いんですが、船の場合、まずキャバ、いろんな要因が絡んでいると思いますけれども、その辺が非常に難しい状況で今、推移をしています。実際に行って那覇で見ておきますと、例えば9時出航の高速船に8時45分、50分に予約していますけどということで、レンタカーでお見えになるお客様もかなりいらっしゃるんですけど、このお客様をすぐ切ってしまうということも非常に難しい状況がこの間ずっとあります。ですから我々としては先ほど申し上げましたキャンセル待ちみたいもの、これは例えばインターネット上でもキャンセル待ちがかけられる。さらに合わせて窓口でもキャンセル待ちがかけられるような状況、そのシステムができないだろうか。それと合わせて乗客の皆様が予約をするのであれば、予約いただいた時点で、例えば何分前までに来なければもうこれ予約を取り消させていただきますというふうな形ですね、周知を図っていかないといけない部分と両方あると思うんですよ。ですから発券の手際の悪さということと、お客様の予約といらっしゃるということに対する理解を得るという両方のことを同時並行して進めながらですね、やらなければいけないのではないのかなというふうに思っております。そうでないと、例えばもうほんとに5分前にいらして予約してあるけどというお客様も今でもたくさんいらっしゃいます。そういうお客様を全部、もうだめですというふうに切るということもできない状況がございますので、この辺のお客様の御理解というのも非常に大事ななというふうに感じます。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

今の十分理解できます。例えばこういった6名という数はなかなか一般客の予約待ちのあれではないと思っています。ある程度大きな枠だととらえています。その辺についての見直しも再度船舶課だけとか、一部の人たちでおさえるんじゃないかと、これをオープンしていただければ理解できるんですよ。そこら辺の流れが見えないということ。例えばエージェンツさんにお世話になってますから、そういう人たちに対して理解をしたいと思いますけれども、それが実際問題10分前までにエージェンツさんが離さないということ

になると、仕事になってないと思うんですよね。1人、2人だったらわかりますよ。6名とか一気に普通乗れないと思いましたよ。そういった事例があるものでして、実際にこの予約の件について、船舶課だけではなくて、地域の人まで巻き込む形での改善みたいなものをぜひお願いしたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

10ページだけど、ちょっと勉強がてらと言いますか、質疑をしますけれども。平成19年度の歳入決算事項別の明細書の歳入合計ですね。これは会計課長にも答えてもらいます。普通、予算現額を経由して、そして調定を出すんだけど、普通ですね、この予算現額と調定額とそんなに差がないべきだと思うんですけども、これは皆さんの決算を見ると4,200万円ぐらいの調定額ですよ、要するに4,294万636円という予算現額と調定額と差がありますけれども、これはどういう意味ですかね。船舶のは難しいですね。

10ページ見てください。歳入の合計。予算現額がですね、補正もとられて6億3,756万2,000円とありますけれども、そして調定額は5億9,400万円とありますけれども、これ4千万円余りのね、普通ね、そんなに私は何千万円と変わらないと思いますよ。予算現額と調定額というのは、大体一致し、近い数字が出てくるべきだと思うんですが、どうですか、村長。私の勉強不足ですか。予算現額と調定額の差が4,000万円余りもありますから、これはどういう率かということです。

調定というのは大体ね、予算を決める場合には同時に、それはたまごか鶏かというかもしれないけれども、普通は出てくると思いますけれども。教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

この調定との差が出ているということなんですけれども、調定の場合は同時調定をしているんですが、今、未収入402万円という収入額と調定額の、2番目にありますけれども。この場合は例えば収入が入ったのが調定で同じ金額になるんですけれども、この場合は実際にこれ貨物運賃の件なんです、貨物が例えば請求者が100万円出しました。入ったのが80万円でしたということですね。ここで差が出てくるものですから、その入った分だけの収入ということで差が出ておりましたけれども。ちょっとわかりにくい説明ですが。予算額と収入額との差が4,400万円出ておりますが、これは旅客貨物運賃、過大見積もりがありました。申しわけありません。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

あまりにも過大見積もりですよ。だって前年度の実績等も踏まえての、勘案しているやるべきでしょう。だからそういうのをぴっしりとやっておかないと、これは会計監査なりにも指摘を受けますよ。本来なら普通そんなにさわるべきではないですよ、思いますよ。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

8ページの雑収入、運航収益、これは船のほうでの収益ですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

8ページの雑収入のほうですね。これについては船の自動販売機の売り上げと、それから貨物伝票ですね、実際今、販売していますので、その売り上げ。それから船舶のドック時等における修繕における保険料がそのほうに入ってきております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

それからですね、7ページの郵便物航送費ですか、それが1,100万円収入済みですが、そこで支出のほうで郵便物取り扱いが4万3,000円となっていますけれども、取り扱い費はこんなに急に減っているんですが、どういう。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

郵便物取り扱い費で歳出のほうで4万3,652円、これは郵便物を陸上に輸送用に船舶の車、阿嘉もそうですけども、その車の燃料代として、そこに計上しているだけです。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

ただ、これ燃料代だけですか。そうすると以前は何か、21・ざまみに対してその分、郵便物取扱いは相当いっていた感じがするんですよ。それはなくなったわけですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

まず先ほどの歳入1,190万円、これについては歳入として全体のものでこれは使いますので、必ずこれだけに充てるというものではないです。それから今度の4月からこの陸上にかかる部分、輸送の部分、これは21・ざまみが受けてやっていますので、両方ですね。直接やっていますので。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

これは燃料代だけと考えるとよろしいわけですね。それからですね、旅客運賃がですね、4億1,700万円ですか、その中にかしまの運賃とか、アイランダーズのも入っているわけですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

旅客運賃の中の収入済みが4億1,731万4,278円なんですけど、これの内訳を言いますと、フェリーざまみで9,987万4,630円…、アイランダーズは全く入っておりません。ただ、内航路では242万9,440円でございます。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

以上、終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 平成19年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第4号 平成19年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

日程第11．認定第5号 平成19年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

私は300円値上げと思ったら、300万円と思ったら3,000…。担当課長、これ間違いじゃないですか。マイナス3,121万2,106円ということでもありますけれども、この不足は繰上充用で補てんしたと言うんだけど、説明してください。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

水道の赤字についての質疑にお答えいたします。簡易水道事業で大幅な赤字を出してしまいまして、大変申しわけなく思っております。この一番の要因は決算書の5ページにあります、営業収入の給水収益、これの大幅な収入の減によるものが要因です。この要因のどういう内容かと言いますと、滞納分につきましては、これまでずっと以前、過去の分を遡及して徴収をしていたんですけれども、いろんな財源が非常に厳しい時期ですので、平成元年まで遡及をして今、滞納分の徴収を行っております。そういうことで滞納分の額が約2,000万円程度になりまして、この分を計上しました。収納率は95%ぐらいの見込みで予算を組んでおります。給水収益のほうも年間の配水量というのは大体出ているんですけれども、制限給水等もこれまであったんですが、平成19年度は制限給水がないだろうという予測をしておりましてけれども、実際には93日の制限給水になりまして、あとは台風等による欠航等もかなりあって、予定していた配水量が見込みよりかなり下回ったというようなことで、これは現年度分の見込みも落ちたということです。この滞納分と現年度分の見込みを合わせて予算を組んだんですが、これは先ほどの船舶の質疑と一緒にあります。この5ページの中で予算額が5,800万円になりますが、この中で大体3,000万円程度が現年度分、これは約2,

800万円ぐらい収益あったんですが、若干ちょっと3,000万円というか、200万円ぐらいアップして予算を組んでおりました。滞納分につきましては先ほどおっしゃったように平成元年度から遡及して全部入れたということで、この額が約2,000万円。5,000万円になりますけれども、残りの差額につきましては正直申し上げまして、料金改定の予定をしておりましたが、諸般の事情で内部決済等、それと議会に説明もやりまして準備をしておりましたが、諸般の事情でできませんでしたので、残りの分は会計見込みの分、相当分です。そういうことで調定額が2,700万円、予算現額が5,800万円ということでかなり開きが出てきているんですが、これはこの財務会計のシステム上ですね、入ってきたときに調定しますので、調定額が落ちるわけです。我々が見込んだ額はあくまでも5,800万円です。予算という字のとおり、あらかじめ算出する、いわゆる見込額ですので、見込みが甘かったと、収納率の設定が甘かったということ非常に反省をしております。お詫びを申し上げます。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

課長、非常に苦肉の策と言いますか、それはわかりますけれども。今話を聞いたら平成元年度当たりから未収金を入れたというんですけれども、取れるであろう、入るであろうというこの予算はですね、例えば交付税だったら特交が幾らとか、ヒアリング等で入れてくるはずですけども、これはあなたたちがほんとに水ものですよ、水。だからこれ非常に偉いです、あんたは。こんな予算の組み方をして。だからもう少し、真剣味が無いと思っている、私は。あんたの努力はわかるけど、何かほんとに水ものだ。しゃれにならないけどさ。今後ですね、これは大いに反省して、こんなほんとに赤字3,000万円というあれは、これを県に報告したらまた向こうもびっくりするのではないですか。それはもうわかっていると思いますけれども。担当課長、もう少しですね、予算の組み方をやってくださいよ、ぴっしょと。私は考えられない話だと思っています。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

ちょっと今関連しますけれども、実は1年前のときに、収納率が95%ぐらいでしたとき、90%に設定していますよね。これを出すときに。滞納、不納についてもそういった議論がやったのを覚えていますよね。1年前。機械的には予算が組めなくて、そういうこともあって、そうですね。それで5,800万円という数字を上げたんです。違いますか、これ。だから要するに今回赤字というのは、その当時、思いどおりに回収率が90%上げて大丈夫かという議論をして、段階でのこの5,800万円という数字だということなんですよ。1年前ですね。そういう経緯があるはずなんです。ということはこれ、特会の赤字というのはある程度1年前からある程度想定されたら見えたということになりませんか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

確かに収納率が96.5%、非常に設定としては厳しいかなと思いますけれども、これを納めるのは、これは義務的なことですから、国民の三大義務の一つですので、まず義務を果たしていただきたい。納めるのが当たり前です。徴収率、先ほども別の一般質問等でもお答えしたんですが、平成19年度、平成20年度と約500万円ぐらいは滞納分徴収してきています。こういう財源が厳しいときだからこそ、過去に滞納した分を納めていただくということをもっと再認識して、そうじゃないと料金改定とかというのは住民の理



解を得ることができませんので、それで遡及して今徴収をしているわけです。一番料金改定で厳しい意見は滞納分に対しての意見ですので、そういうことですね、取りっぱぐれがないように逃げ得を許さない。国民の義務を果たしてもらおうということで、当事者は大変ですよ、主管課は。主管課は大変ですけども、これはもう義務を果たしてもらいたいと思っています。目標設定基準は確かに高い数字ですけども、つじつま合わせではございません。現にあるわけですから滞納額が、以上です。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

心強い、力強い回収の決意をさせていただいて、十分理解しました。ありがとうございます。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

過大見積もりが赤字の主な要因だということをおっしゃっているんですけども、途中で減額補正をするという選択肢のことは考えられなかったんですか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

給水収益を大別しますと、現年度分と滞納分がありますけれども、確かに現年度分についてはいろんな社会情勢、いわゆる天候とかの影響で制限給水、それとあとは観光客等の入り込み等で影響を受けますので、ある程度把握はできます。先ほど質疑があったように年度途中で給水収益はどうも当初計上よりは下回るということは年度途中でわかります。そういうことですね、減額にするのが適切かなと思いますけれども、給水収益というのはちょっと伸びる場合と下がる場合といろいろとあってですね。あと一般会計からの会計間の相互の繰り入れの調整等も何回かやりましたけれども、これこそほんとに繰り出しする財源が厳しいということで何とか自助努力でというようなことで補正減にはしていません。あと滞納分につきましては、これは我々が頑張るしかないですから。そういうことで途中で補正減は考えておりませんでした。現年度分については、今、質問があったようにあらかじめその動向を把握して、現状に合った給水量で予算措置すべきだというふうに反省をしております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。値上げを見込んで予算を確定するのは1年以上放置したということになっていますね、結果的に。今後このようなことがないようにしっかりと予算組みなりしていただきたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

今、簡易水量の件ですけども、決算を見て非常に驚いたわけでございますけれども、とにかく当初予算がですね、平成13年度、3,000万円しか予算計上してないわけですね。これが5,500万円という2,500万円オーバーしているわけです。だから私は何か新規事業が入ってくるかなと思って、これと非常にあれしていたんですけども、今のようにつじつまが合わないようなものですね。もし、今これ一般からの繰入金金が4,000万円余り入れているわけですが、3,000万円入れたら約7,800万

円、約9,000万円ぐらい入ることになるんですが、これ今、一般に7,000万円余っていたから、これだけ決算のどうにかやっているわけですね、一応終わったわけですよ。だけどこれがもし、金がなかった場合にはどうしたのか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

仮説の質疑にはちょっとお答えできません。ただ一般会計のほうとは収支状況等については毎月会計課を通じて決済回っていきますので、当然呼ばれますし、繰上充用等については以前から相談をしております。ただ、昔のものは決して不納欠損ということをやっていたらこういうことは出てこないんですが、逃げ得という財政運営をしてたら、このものは墓穴掘れますよ。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

今後の予算等々、決算におきましても簡易水道はこのようにやっていくのか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

滞納分が取れない間は一般会計のほうと不足分を出してもらって、どんどん滞納分を圧縮して追いつくというようなことになると思います。不納欠損、じいちゃん、ばあちゃんが払って、事業者の滞納が多いわけですから、そういう人たちを見逃すわけにはいきません。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

よくわかりました。これは税に対しては一般的に言えることでございますけれども、今、赤字までは、いわゆる買い物とか、そういうところに行っても、お母さんといろいろな道ばた話あるんですけども、大変滞納の大きなところが払ってないと。だからもううちなんかも払わなくてもいいのではないかというような話があっちこちで聞かれてきているわけですね。だからこういったものにしても、やはり村は非常にしんみりとして、真剣に考えていかないとですね、みんなに不信感を持たれたら困りますので、計画的にですね、あらゆる税金の徴収というのはお願いしたいと、このように思います。以上で終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成19年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決し

ます。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第5号 平成19年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

日程第12. 認定第6号 平成19年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番 宮里清之助議員。

○ 7番(宮里清之助議員)

下水道の件なんですけれども、これは下水の特会、漁排、農排、別にありますけれども、下水道の接続についてですけれども、たまたま黒字になっていますけれども。事業者の接続率についてはこれは出せないんでしょうか。接続率ですね。下水道が一番必要なのは観光事業の事業者だと思うんですよ。そこが率先してやらないといけないということで、実際大きなところが接続してないところが数箇所、私も知っていて、その意識というのが実際、水処理環境問題についてもなかなか進んでないんですけれども、これは法律で3年以内ですよ。そこら辺のことは村として協議を進めていくということはやっぱり難しいんでしょうか。お願いします。

○ 議長(宮平秀保)

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長(金城英隆)

下水道の接続率の質疑ですが、平成19年度においての接続は村内で22件、今、平成20年度で2件ということで、この数年の経緯としては接続率が若干ではあるんですが、ちょっと上昇しております。村全体のは出してあるんですけれども、事業所だけの接続率は出せないことはないんですが、特に事業所という意識ではなくて、村の全域、全世帯を対象として考えております。それで接続の数値は先ほど報告しましたけれども、下水道の役割という意識を高めるために下水道の普及事業というのがあって、これは村のほうから経費出ませんけれども、いろいろなパンフレットとか、啓蒙のための下水道協会から配布がありまして、学校の小学生対象にマンガ化した下水道の役割の冊子を村の学校の生徒に配布をしたり、これ非常にわかりやすいです。それをまた事業所のほうに未加入の事業所のほうに送ったりとかいうこと。それとあとは村の広報で下水道の接続状況、それと接続の促進というようなことで、ソフト的なことでの取り組みと言いますか、そういうことを一応やっておりますけれども、やっぱりどうしても今質問があったように事業所のほうが排出は多いわけですから、今手持ちには事業所の接続率は持っておりませんが、資料を作成して、後ほど渡したいと思います。

○ 議長(宮平秀保)

7番 宮里清之助議員。

○ 7番(宮里清之助議員)

事業所というのは何を指して事業所とかいうのか非常に難しい座間味村の実態ですけれども、営業許可、申請なりしているところを事業所というらえ方をした場合に、加入率というのは大事だと思っています。実際、私は最近ちょっとたまたまそういった考え方をやってしまったものですから、そうすると水道料が払わないと下水道についても全然負担の感覚が違うんですよ。それが同じ事業者でもそれが同じ感覚を持ってないということが地域での観光とか、いろんな環境意識というのは持ってないんですよ。特に大量の水を使っているところが特に使っていないんですよ。それが下水道をつないだときに、その下水道だけの結構な大

きな金額になります、8割ですから。これはですね、具体的にやらないと、結構大きなところが見つけないという事実がありまして、ぜひその柔らかな接続方ではなくて、確実に強制的に接続する形まで持っていけないかと。あっちのほうの相当の経済活動しているわけですから、その水の利用量の多い人はやっぱりそういうコスト負担というのは、そのために下水道を高い金で地域に入れてあるわけですから、強制だけではなく、ある程度競争力を持った形での加入をもう少しやってもいいのではないかと思います。以上、終わります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

今、この積立金のところの明細を見ているんですけども、12番目に水洗便所の構造資金貸付金というのがあって、平成19年度現在では1,805万102円とありますけれども、これは前年度はですね、1,788万3,624円と、引いたらですね、20万円かは貸し付けされている感じですけども、これも平成14年から15年、16年、17年とほとんど同じ数字なんですよね。私は毎年口幅ったく言っているんですけど、これは下水道というのはですね、だれのためにやっているんですかということ。確かに厳しい、皆さん懐も大変だはずだけれども、こういう融資制度がありますよね。毎年一般質問を私やって、その予算審議の中でも、これは実際私もですね、前に借りたんですけども、もう10年前ぐらいになりますけれども。無利子無担保でやっているんですよ。今もう20万円か、30万円ぐらいでできるそうですよ。大体の平均、この座間味村地域は。前は40万円、50万円だったんですけども、これ工法もかわってきているし、単価も下がってきていますから。村長ひとつ答えてください。奨励しないんですか。これ海にたれ流しとか、阿嘉にもいろいろありますけれども、それから座間味も家なんかありますよ、はっきり言って。ああいう大きなところなんかですね、どういうふうになっているかね。汲み取りも出しているかね。店もありますけれども。何の行政ですか、皆さんは。何の環境整備ですか。あの座間味がね、特定環境、漁排、農排やっているのはですね、これ出ているでしょう、行政効果というのは。効果出ている、経済効果も。これ効果出ているでしょう。みんなこれに対して協力してもらわないと、こういう融資制度があるんですよ。無利子無担保ですね。月々9,000円ぐらいですよ、はっきり言えば。30万円ぐらいかかるんだったら、5,000円に足りないですよ。そういうふうな奨励しないんですか、皆さんは何で。せっかく法律云々ではないですよ、これは。お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

広報紙等でそういう資金の活用ということで、何回か掲載をしております。接続率、先ほど件数を申し上げましたけれども、申し込みがあったのは1件だけでした。あとみんなキャッシュでやっておりまして、基金も利用者が多ければなくなるわけですから、これについては本人が現金とさえも、よろしくお願いますということになるかと思っておりますけれども。全くやらないということではなくて、広報等で一応資金の活用という紹介もしてはおります。実際、利用は24件でしたか、今年、去年でありましたけれども、1件だけでした。一応説明はしていますけれども。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

これちょっと聞きますけれども、融資した、貸したお金の回収というのは、もちろん受けていますよね。

今、現在何件ぐらいありますか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康会計課長。

○ 会計課長（野崎 康）

今、定かではないですけれども、6件だと思います。先月1件、阿嘉のほうで終わりました。新規には阿嘉からの、先ほど衛生課長がおっしゃっていた1件というのは阿嘉のほうの新規です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

基金の運用ということになってはいますが、出すわけだけども、これはまたちゃんとその水洗便所のほうに入れていますか。台帳ちゃんとつくっていますか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康会計課長。

○ 会計課長（野崎 康）

担当のほうで、台帳はチェックしています。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

担当持っていますよね、ちゃんとね。後で私は見たいと思いますので。これにつながるよう私はこういうのがね、身近にできることであって、督励できますよ、これは。利子もつかないんでしょう。そして村長が一番に美ら海とか文言を並べているでしょう。私は聞いたんだけど、阿嘉でも一部こういうのが汚染につながるような話がトラブルを起こしたという話もあると思いますけれども、それはいいんですけれども。そういうこともあるし、担当課長。これね、はっきり言って、身近な者の中にいるんですよ、失礼だけど。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

関連質疑でございますが、私が6月に一般質問でその件について出しましたよね。水道とか下水道の件でね、課長。覚えていますね。その後から指摘したところがつながっているかどうか。回ってみたことありますか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

現場のほうは接続の指導もしております。現場のほうも見ております。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

この下水道はですね、昔みたいにトイレで薬品も何も使わずに、ただの下水でしたらね。汚水でしたら、そのまま海に流れていっても差し支えないと思いますよね、だれもがこれはもう承知でございますが。しかしこれはトイレを洗うのをいろんな洗剤を使っていますよね。その関係で海が汚染されるからということで、

こんな莫大なお金をかけてまでやらないといけない事業であってやったわけですが、これはもうみんな御承知であると思いますが。そういうことをわかりながら、そんなに行政で一生懸命になって指摘しても、つながないということは、それこそつないでいるところの人を笑っているのか、それともばかにしているのか。村をばかにしているのか。無視しているのか。そのようにしか考えられませんよ。どう考えますか、皆さん。まじめに行政のあれに従ってやっているところはばかを見ますよ。ですから6月にも言いましたよ、ここはもうラムサール条約とか、いろんなものであれされていますから、もっともっと一生懸命になって、これをやってもらわないとね、課長。もう大変なことになりますよ。未収入のお金もそんなに80何万円ですか出ていますよ。これも一生懸命になって調整するようにしてください。終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 平成19年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第6号 平成19年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

日程第13. 認定第7号 平成19年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号 平成19年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第7号 平成19年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

日程第14. 認定第8号 平成19年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

下水道関係特会が全部黒字ですよ。なぜでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

一般会計からもちろん繰り出しはしておりますけれども、水道が全世帯配管されています。525所帯ぐらいでしたか。それに対してやっぱり加入率の分だけ下水道は落ちます。それと水道は滞納しても下水道が入っていないという状況等もあってですね、かろうじて黒字で決算は済みました。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第8号 平成19年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第8号 平成19年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

これで、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

散 会（午後4時20分）